

別記様式第3号

事業計画概要書

第1章 目的

第2章 目標及び指標

第3章 地域の所在及び現況

- (1) 地域 (2) 地積 (3) 地形 (4) 地質、土壌
- (5) 気象 (6) 水利状況 (7) 農地状況 (8) 営農状況
- (9) 交通状況 (10) 集落状況 (11) 施設状況

第4章 基本計画

一般計画の概要

- (1) 営農計画の概要 (2) 農業用排水計画の概要
- (3) 農道計画の概要 (4) ほ場整備計画の概要
- (5) 農用地開発計画の概要 (6) 農地防災計画の概要
- (7) 客土、暗渠排水その他農用地の改良又は保全計画の概要
- (8) 主要な関連事業計画の概要

第5章 管理要領

第6章 換地計画の要領

- (1) 換地計画樹立の必要性 (2) 換地計画樹立の基本方針

第7章 費用の概要

第8章 効用

第9章 本事業で実施する農村生活環境整備事業等との関係

第10章 他事業との関係

第11章 計画概要図

事業計画概要書の記載要領

項 目	内 容	記 載 要 領								
第1章 目的		施行しようとする事業の目的を具体的に記入する。								
第2章 目標及び指標		農業生産活動の活性化に関する目標及び指標、農村生活環境の向上に関する目標及び指標を記載する。								
第3章 地域の所在及び現況	(1) 地域	〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇まで記入、あわせて、地域の状況を記載する。								
	(2) 地積	地域の現況と計画面積を計画区域と土地改良事業受益区域別に記載する。								
		水田	畑	樹園地	採草 放牧地	農用地 計	山 林 原 野	その他	計	合 計
	現 況	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	計 画	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		(注) 1. 土地改良受益面積を下段に計画区域の面積を上段()に記載する。 2. その他とは、宅地、公共施設用地（例えば道水路、鉄道、公園等の用地、湖沼、荒地等をいう。）面積を記載する。								
	(3) 地形	事業計画区域の標高、河川状況等を記載する。								
	(4) 地質、土壌	地質、土壌の種類、分布状況及びその特性等を記載する。								
	(5) 気象	気候、気温、降雨等を中心にその数値、特性等をかんがい期を考慮し記載する。								
	(6) 水利状況	地域の主な水源、取水方法、水利施設整備状況等を記載する。								
	(7) 農地状況	農地の区画形状、規模、整備状況ならびに改良必要性の有無を記載する。								
	(8) 営農状況	地域の経営形態、経営規模、農業就業構造及び生産体制等を記載する。								
	(9) 交通状況	市町村道、農道等の道路網、舗装率等整備状況を記載する。								
	(10) 集落状況	集落の形態、排水施設、水道等の普及状況ならびに道路の状況等を記載する。								
	(11) 施設状況	営農施設、公共施設等の整備状況等を記載する。								
第4章 基本計画	一般計画の概要	事業計画の内容及び事業の必要性を要約して説明する。								
	(1) 営農計画の概要	事業計画区域の主要作目、営農類型、生産流通体系及びこれらの営農のために整備を必要とする施設等について記載する。								
	(2) 農業用排水計画の概要	かんがい、排水等に関する主要施設の名称、位置、規模、数量ならびにこれに関する支線用排水路等の配置、規模、延長等の概要を記載する。								

第5章 管理要領 第6章 換地計画の要領 第7章 費用の概算 第8章 効用	(3) 農道計画の概要	幹・支線農道の配置、延長、舗装等の概要、地域の主要幹線道路等の接続ならびに生産流通条件等との関係について記載する。
	(4) ほ場整備計画の概要	面積、標準計画、ほ場内道水路等の考え方ならびに導入作物等について記載する。
	(5) 農用地開発計画の概要	造成面積、造成方法、標準区画、道水路等の数量、規模、配置等を記載する。
	(6) 農地保全または農地改良計画の概要	排水工、侵食崩壊防止工、防風防災林等の数量、規模、配置等を記載する。
	(7) 主要関連事業計画の概要	本事業で計画する生産基盤と一体的に整備する生活環境基盤等についての計画概要を記載する。 各施設の維持管理主体、方法について記載する。
	(1) 換地計画樹立の必要性	ほ場整備事業等により、権利関係の改編整備を図る可能性について記載する。
	(2) 換地計画樹立の基本方針	従前地の地積の基準、農用地集団化の方法、創設換地等の換地方針、土地の評価、清算の方法等について記載する。 本事業で実施する土地改良事業ごとにそれぞれ事業費（純工事費＋諸経費）を別々に記載する。

効果名 事業名						費用便益比
	千円	千円	千円	千円	千円	

第9章 本事業で実施する農村生活環境整備事業等との関係			各事業種類ならびにこれらの全体事業費を記載する。
第10章 他事業との関係			当該事業に関連する土地改良事業、構造改善事業等（完了及び実施中）の概要ならびに本事業との関連性等を記載する。

事業名	工期	受益面積	事業費	進捗率	本事業との関連性
		ha	千円	%	

第11章 計画概要図			2万5千分の1以上の地形図に各土地改良事業ごとの施行地域が明らかになるように記入する。
------------	--	--	---

別記様式第4号

事業計画等変更手続報告書

番 号

年月日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

都道府県知事

〇〇地区の事業計画の変更を別紙の内容で行ったので、報告する。

(別記様式第4号の別紙)

地区名		局名		所在地	
事業名					
事業の経緯	着工年度	完了予定年度	〇年までの進捗率(事業費ベース)		
項目	現計画	変更計画	増△減	備考	
事業費					
投資効率					
所得償還率					
工期					
変更の要旨					
変更項目及び要件	項目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由

達成状況報告書

番 号
年月日農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

事業実施主体名

集落基盤再編型〇〇地区は事業完了から5年度が経過したことから、実施要領別紙4-1運用1第7に基づき、下記のとおり、本事業実施による目標の達成状況を報告します。

記

1 目標の達成状況

都道府県名		市町村名		地区名	
農業生産活動の活性化に関する目標及び指標 ※1					
計 画 :					
達成状況 :					
都道府県名		市町村名		地区名	
農村の生活環境の向上に関する目標及び指標 ※2					
計 画 :					
達成状況 :					

2 目標及びその達成を確認する資料 ※3

- (注) (1)平成17年度以前に採択された地区については、「農業生産活動の活性化に資する目標及び指標」※1及び「農村の生活環境の向上に関する目標及び指標」※2には、農村振興基本計画の目標とその達成状況を記入するものとする。
- (2)「目標及びその達成を確認する資料」※3については、目標及び目標の達成の成否を判断するための指標の達成状況が確認できる資料を添付すること。

別記様式第6号

農業農村基盤整備実施計画地区概要表の提出

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

都道府県知事

〇〇地区について、農山漁村地域整備交付金実施要綱第7の2及び実施要領別紙4-1運用1第5の3〔第5の4〕に基づき、下記の資料を添付して提出します。

記

1. 地区名
2. 予定事業名
3. 地区概要表（様式1）

別記様式第7号

経営体育成促進換地等調整調書の提出

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

都道府県知事

〇〇地区について、農山漁村地域整備交付金実施要綱第7の2及び実施要領別紙4-1運用1第5の5に基づき、下記の資料を添付して提出します。

記

1. 地区名
2. 予定事業名
3. 経営体育成促進換地等調整調書（様式2）

様式 1

農業農村基盤整備実施計画地区概要表

地区名		都道府県 名		計画主体		計 画 構 想		
所在地				調査費				
調査目的								
地域の現況								
調 査 及 び 調 査 費	調 査 項 目	数 量	調 査 費 (千円)				概 要 図	
			国 費	県 費	市町村費他	計		

様式 2

経営体育成促進換地等調整調書

都道府 県 名	地区名	所 在	経営体育成促進 換地等調整対象 面 積	実 施 年 度	実 施 機 関 名	左のスタッフの 換地士資格の有無	業務内容		換地を伴う土地改良事業の内容（予定）						備 考	
							1 年 度	2 年 度	事業計画 樹立年度	着 工	完 工	地 区 面 積	関 係 農家数	事 業 主 体 名		事 業 名
			ha									ha				

- (注 1 「業務内容」欄には、1 から 14 までの業務の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「1 年度」欄に、2 年にわたって実施する場合は「1 年度」及び「2 年度」欄にそれぞれ記載する。
- 2 地形図等を用い、各地区の実施予定地域を赤線で囲み、地区名及び地積を書き添えた図面を添付すること。なお、換地を伴う土地改良事業の予定地域と相違する場合は、その地域を青線で囲むこと。

集落基盤再編計画概要表

策定年月	地区名	作成者
地域の概要		
再編計画の目的 ・概要		
撤去施設の概要		
施設区分	農業農村施設	農業集落道等
施設名		
所在地		
整備状況		
施設所有者、管理者		
撤去事業費		
集約先施設の概要	跡地利用の概要	
施設名	施設名	
利用計画	利用計画	
所在地	整備概要	
施設所有者、管理者	施設所有者、管理者	
その他必要な事項		

集落基盤再編計画 一般計画図

一般計画図

位置図

S = 1 :

凡 例	
撤去施設 (○○施設)	
撤去施設 (○○施設)	
集落先施設 (○○施設)	

※撤去施設及び集約先施設の存する集落名を記載すること。

特定地域土地改良整備計画

〈特総計画〉

都道府県名		地区名		所在地		整備計画						
法指定 状況							林野率	傾斜度率	平均傾斜	地域設定		
	年月	年月	年月	年月	年月	%	%	1/				
地域農業の現状	地形											
	地質・土壌											
	気象											
	土地の現状	面積(ha)										
		水田	普通畑	樹園地	牧草地	農用地計	山林原野	その他	合計	基本構想	土地利用	
	人口(人)		戸数(戸)				集落数		営農計画		生産組織	
	就業の現状	総人口	農家人口	総戸数	農家戸数	専業	一種兼業	二種兼業		()	事業種類	整備量
		平均農用地面積(a/戸)		主要農産物			平均農家所得(千円)			土地改良事業		
	経営の現状	()					農業所得	農外所得	農家所得			
		()					()	()	()			
農地状況												
水利状況												
営農状況												
生産整備盤状況	ほ場整備	同左整備済内訳			農業用水路	農業排水路	農道					
	ha	30a以上	%	km	km	km						
況	%	30a未満	%	%	%	%						

地 域 活 性 化 構 想

都道府県名		地区名		所在地				4) 農業、農村の現況							
法 指 定															
状 況	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月								
林 野 率		傾 斜 度		平均傾斜		人口増減	()								
	%	1/100 以上	%	度		率	%	地 域 農 業 の 現 況							
若年構成比	()	老人構成	()	財政力指	()	公債費比	()	土 地 面 積 (h a)							
市 町 村 の 現 況								水 田	普通畑	樹園地	牧草地	農用地計	山林原野	その他	合 計
								()	()	()	()	()	()	()	()
1) 位置、地理、地形、交通								人 口 (人)		戸 数 (戸)					集 落 数
								総人口	農家人口	総戸数	農家戸数	専 業	一種兼業	二種兼業	
								()	()	()	()	()	()	()	()
2) 気象、植生、土地利用								平均農用地	主 要 農 産 物			平均農家所得 (千円)			
								面 積				農業所得	農外所得	農家所得	
								(a/ 戸)				()	()	()	
3) 歴史、産業、観光、人口動態								土地	ほ場整備	農業用排水路	農 道	環	集 落 道 路	営農飲雑用水	集落排水路
								基盤	ha	km	km	境	km	戸	km
								盤の	%	%	%	況の	%	%	%
								し尿処理	施設						
								戸	の整						
								%	備状						
										況					

地 域 活 性 化 構 想		
活 性 化 の 基 本 方 向	地 域 の 設 定	
	活 性 化 構 想	キャッチフレーズ
	整 備 構 想	

広 域 総 合 整 備 計 画				
関係市町村名		全体の活性化構想における関係市町村の活性化構想の位置づけ		
広域連携事業の地域活性化構想に基づいた総合整備計画	連携の方策			
	役割分担			
	整備施設の利用・管理計画	中山間事業		
		地方単独事業		

[構-3]

土地状況に応じた整備の基本方向	土地利用目的			整備の基本方向				整備の概要					
	生産	生産性向上						事業種目	事業量				
		付加価値向上							ヶ所数	数量	受益面積等		
生活	生活環境改善						1. 農業生産基盤						
	公共用地等創設						農業用排水						
活性化の推進方策	地域防災保全						農道						
							ほ場整備						
	資源利活用						農用地開発						
							農地防災						
	その他						客土						
							暗きょ排水						
							その他改良保全						
関連事業の概要										2. 農村生活環境			
										農業集落道			
										営農飲雑用水			
										農業集落排水			
										集落防災安全			
										用地整備			
										活性化施設			
										集落環境管理			
交流施設基盤													
										情報基盤施設			
										市民農園等			
										生態系保全施設等			
										交換分合			
										3. 特認			

農 地 環 境 整 備 計 画 書

県名		地区名		型名		所在地			耕 対 作 策 放 方 棄 針 地												
地域 指定	農 振	過 疎	山 振	離 島	半 島	特定農山村	農業地域類型														
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日															
人口 戸数	総人口		農家人口	総戸数	農 家 戸 数				生 産 区 域 の 営 農 構 想					保 全 管 理 区 域 の 保 全 管 理 構 想							
					専 業	1 種 兼 業	2 種 兼 業	合 計													
	市町村																				
農家 状況	平均農用地面積(a/戸)		平均農家所得(万円/戸)		主 要 農 作 物																
			農 業	農 外	計																
地 域 の 自 然 条 件					地 域 の 営 農 状 況																
土 地 基 盤 の 整 備 状 況					担 い 手 等 の 状 況					区 域 の 設 定 ha	農村振興地域全体		水田	畑	樹園地	採草 樹園地	耕作放 棄地 [※] ()	合計	山林 原野	その他	合計
											現況地目										
計画地目																					
生産区域															生産区域の割合 %						
保全管理区域																					
耕 作 放 棄 の 原 因 と そ の 影 響					関 係 団 体 等 の 意 見					事 業 区 域	事業種類	整備量	受益	事 業 内 容 及 び 整 備 の 考 え 方							
													ha								
保 全 管 理 区										保 全 管 理 区			計								

※() : 耕作放棄地となるおそれがある農地

別記様式第 12 号

農地環境整備計画承認申請書

都道府県知事 殿

市町村長名

〇〇地区について、農地環境整備計画を承認されたく、実施要領別紙 4 - 2 取扱い 1 第 3 の 5 の (5) に基づき、下記の資料を添付して申請します。

記

地区名：

1. 農地環境整備計画書（別記様式第 11 号）

別記様式第 13 号

農地環境整備計画承認通知書

市 町 村 長 殿

都道府県知事

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で申請のあった下記地区について、
農地環境整備計画を承認したので通知する。

記

1. 〇〇地区

番 号
年 月 日

生産区域現況地目調査報告書

農 林 水 産 省 農 村 振 興 局
農 林 水 産 省 ○ ○ 農 政 局
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局

都道府県名
(市町村名)

実施要領別紙 4-2 取扱い 1 第 4 の 5 の規定により、下記のとおり生産区域の現況地目に関する調査を行ったので報告します。

記

単位：ha

	水田	畑	樹園地	採草 樹園地	耕作放棄地	合計
計画地目						
現況地目 (完了翌年度)						
現況地目 (完了5年後)						

※耕作放棄地の定義は本取扱い第 1 の 6 による。

耕作放棄地内訳書

耕作放棄地(耕作放棄地となるおそれがある農地)所在地(大字)	受益地 内外	耕作放棄地及び耕作放棄となるおそれがある農地(ha)			
		耕作放棄地(ha)	耕作放棄地となるおそれがある農地		
			取扱第4の6の(1)の規定による耕作放棄地となるおそれがある農地(ha)	取扱第4の6の(2)の規定による耕作放棄地となるおそれがある農地(ha)	

注) 耕作放棄地とは、おおむね過去2年以上作物が栽培されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されると見込めない農地をいう。

耕作放棄地発生要因書

耕作放棄地(耕作放棄地となるおそれがある農地)所在地(大字)	面積 (ha)	耕作放棄地の発生要因 (耕作放棄地となるおそれがあるとした理由)

注) 耕作放棄地となるおそれがあるとした理由については、当該農地の現状(耕作者の年齢、意思、後継者の見直し等)、経営状況等を踏まえ、具体的に記入する。

番 号
年 月 日

耕作放棄地活用及び保全管理状況評価報告書

〔農林水産省〇〇農政局長
国土交通省北海道開発局長 経由〕
農 林 水 産 大 臣 殿

都道府県知事名

実施要領別紙 4-2 取扱い 1 第 4 の 8 の規定により、下記のとおり耕作放棄地の活用及び保全管理状況に関する評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
			ha	百万円	

2 耕作放棄地活用及び保全管理状況の概要

耕作放棄地 所在地	耕作放棄地 面積 (ha)	区分	活用及び保全管理状況	今後の取組方針
計		耕作放棄地を含む割合 %		

3 特記事項 (事業実施主体の総合的な評価、別途評価すべき内容等)

--

取扱い2（農業集落排水事業）

第1 事業実施主体について

別紙4-1運用2第1の1の「農業者等が組織する団体であって別紙4-2取扱い2第1に定める要件を満たしているもの」は、土地改良区、農業協同組合等の農業法人及び農業者等が原則としてその構成員の過半を占め、又はその資本金（基本財産を含む。）の過半を出資し、若しくは拠出している団体であって、当該団体の目的、運営方針及び運営資金の調達方法が農業集落排水事業の事業実施主体として適当と認められるものとする。

なお、法人でない団体にあつては、その規約に次の事項が明記されているものとする。

- (1) 団体の代表者及び代表権の範囲
- (2) 団体の意思決定機関及びその決定方法
- (3) 団体の構成員たる資格並びに当該構成員の加入及び脱退に関する事項

第2 事業の内容等

1 別紙4-1運用2第1の2の(1)において、留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 受益戸数は、おおむね20戸（北海道、離島及び奄美群島にあつては10戸）以上を原則とする。
- (2) 汚水処理施設は、原則として処理対象人口おおむね1,000人程度に相当する規模以下を単位として計画し、施行するものとする。ただし、流域下水道又は公共下水道に農業集落の汚水を排出しようとする場合においては、下水道として計画し、施行することを原則とする。

以上の原則によりがたい場合には、関係市町村及び都道府県の農林担当部局と下水道担当部局との間で所要の協議調整を行うものとする。

- (3) 対象とする汚水には、重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等は含めないものとする。
- (4) 本事業により農業集落排水施設等の整備又は改築にあつては、コスト縮減や経営改善に資するPFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討するものとする。
- (5) 別紙4-1運用2第1の2の(1)の汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設には、汚水処理施設等に電力を供給することを目的として設置する太陽光発電施設（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度を活用して売電する施設は除く。）を含むものとする。

なお、太陽光発電施設については、停電時にも汚水処理施設等に電力を供給できる自立運転機能を有するものとする。

- (6) 別紙4-1運用2第1の2の(1)の汚泥の循環利用を目的とした施設にお

いては、農業集落排水施設から発生する汚泥を優良な有機質肥料等として農地等へ還元利用することを促進する観点から、周辺地域から発生する有機物資源（食物残さを含む。）を活用することができるものとする。

なお、有機物資源として家庭及び事業所から発生する食物残さを活用する場合にあっては、市町村の廃棄物担当部局と所要の連絡調整を行うものとする。

- (7) 別紙4-1運用2第1の2の(1)の処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設には、水需給の逼迫した地域にあっては、水資源の有効利用の観点から農業集落排水施設から発生する処理水を雑用水に利用するための配水施設を含むものとする。
- (8) 別紙4-1運用2第1の2の(1)の「これらに附帯する施設」とは、一体的に施工することが本事業の推進上有効な農業集落道、水洗化用水施設（便所を水洗化するために追加的に必要となった用水を確保する施設をいう。）及び周辺環境配慮施設を含むものとする。
- (9) 公共浄化槽等整備推進事業又は個別排水処理施設整備事業と連携して農業集落排水事業を実施する場合にあっては、その円滑かつ効率的な実施を図るため、市町村及び都道府県の浄化槽担当部局と所要の協議調整を行うものとする。
- (10) 改築の場合は、当該施設に係る別紙4-1運用2第1の2の(3)の「最適整備構想」が策定されており、当該改築に要する費用の額が200万円以上であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設を対象とするものとする。
 - ① 維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後7年以上経過していること。
 - ② 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。
 - ③ (5)の太陽光発電施設の整備のみを行う場合における当該太陽光発電施設であること。
- (11) 改築の対象施設には、農業集落排水施設等として、農村活性化住環境整備事業実施要綱（平成3年4月12日付け3構改D第217号農林水産事務次官依命通知）、農業集落排水緊急整備事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第41号、自治準企第90号、農林水産事務次官、自治事務次官通知）、農村総合整備事業等実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第281号農林水産事務次官依命通知）、集落地域整備統合補助事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第285号農林水産事務次官依命通知）、集落基盤整備事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改D第126号農林水産事務次官依命通知）、農村振興総合整備事業実施要綱（平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官依命通知）、

むらづくり総合整備事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2400号農林水産事務次官依命通知)、美しい村づくり総合整備事業実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2553号農林水産事務次官依命通知)、村づくり交付金実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2551号農林水産事務次官依命通知)、農村基盤総合整備パイロット事業実施要綱(昭和47年6月30日付け47農地C219号農林事務次官依命通知)、農村総合整備モデル事業実施要綱(昭和48年7月28日付け48構改A第1122号農林事務次官依命通知)、農村基盤総合整備事業実施要綱(昭和51年5月10日付け51構改D第344号農林事務次官依命通知)、集落環境整備事業実施要綱(平成5年4月1日付け5構改D第81号農林水産事務次官依命通知)、農業集落排水事業等実施要綱(昭和58年4月4日付け58構改D第271号農林水産事務次官依命通知)、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱(平成14年3月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官依命通知)、農村整備事業実施要綱(令和3年4月1日付け2農振第2736号農林水産事務次官依命通知)及び地域自主戦略交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業)(平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業により整備されたもの、地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第15項により内閣総理大臣が認定した同条第1項に規定する地域再生計画に基づき整備されたもの、国の助成を受けずに整備された農業集落排水施設等を含むものとする。

2 別紙4-1運用2第1の2の(2)において、留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 農業集落排水施設等の整備にあつては、その計画の概要を定める書類を作成する業務であること。
- (2) 農業集落排水施設等の改築にあつては、第2の1の(11)に掲げる事業により造成された農業集落排水施設の更新又は改造の要否、工法等についての調査診断に関する業務であること。

3 別紙4-1運用2第1の2の(3)において、留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 既存施設を有効活用すると認められるものであつて、施設機能の向上を主な目的としないものであるとともに、当該市町村内に整備された農業集落排水施設であること。
- (2) 「最適整備構想」は、次に掲げる事項について、別記様式13号により作成するものとする。

① 施設現況調査(構造物の環境条件、使用状況等)の概要及び結果

- ② 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果
- ③ 劣化原因究明のための構造物の監視
- ④ 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）

第3 資源循環促進計画

- 1 別紙4-1運用2第2の資源循環促進計画を定めるに当たっては、経済性、地域特性、地域住民・利用者・関係団体の意向等を踏まえ、総合的に検討を行うことに留意する。
- 2 別紙4-1運用2第2の2の「一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域」とは農業振興地域を受益の対象として別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業を実施するに当たり、農業振興地域以外の一部区域を含めて当該事業を行わざるを得ない場合における当該一部の区域とする。

第4 別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業計画

- 1 別紙4-1運用2第3の2の「農業集落」とは、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）で定める農業集落とする。
- 2 別紙4-1運用2第3の3の事業計画を定めるに当たっては、次の点に留意する。
 - (1) 事業計画は、経済性、地域特性及び事業の効果等の観点から総合的に検討を行うこと。
 - (2) 事業計画は補助分及び単独分で構成する。
 - (3) 補助分は、別紙4-1運用2第1の2の(1)に掲げる施設で排水路末端の受益戸数2戸以上の部分及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画に位置づけられた施設（敷地面積0.3ha以上の防災拠点又は避難地に限る。）に整備するマンホールトイレシステム（ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、1処理区あたり1か所を上限とし、敷地面積0.3ha以上1ha未満に該当する防災拠点又は避難地におけるマンホールトイレシステムの整備については、1地方公共団体あたり10か所を上限とする。）とする。
 - (4) 単独分は、受益戸数2戸未満の管路、ます等で、個人の宅地内配管等を含まない部分とする。
- 3 別紙4-1運用2第3の6の連携計画における対象区域は、本事業区域及びその周辺の同一集落圏で実施する公共浄化槽等整備推進事業区域又は個別排水処理施設整備事業区域を併せたものとする。

なお、別紙4-1運用2第3の7の(6)に定める「家屋間の最大距離」は、本事業区域及びその周辺の同一集落圏において本事業区域と公共浄化槽等整備推進事業区域又は個別排水処理施設整備事業区域を区分する指標であり、経済性、地域条件等を考慮して事業実施主体が決定するものとする。

第5 別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業の実施手続

1 別紙4-1運用2第4の1に定める「第1の2の(1)の事業を実施しようとする」場合及び別紙4-1運用2第4の2に定める「第1の2の(1)の事業を実施したい旨の申請」をする場合に留意すべき事項は次のとおりとする。

(1) 事業実施主体は、管理主体、管理方法を事前に定めるとともに、これら及び当該施設の建設事業費に係る受益者負担について同意を得ておくものとする。

ただし、市町村が条例により受益者負担金の徴収方法を定めた場合には、この限りではない。

(2) 事業実施主体は、くみ取り便所から水洗便所への改造等、家庭内設備の整備については、施設供用開始の計画に合わせて、速やかに実施するよう受益者の同意を得ておくものとする。また、その改造に関し、必要な資金の融通又はあっせんに努めるものとする。

2 別紙4-1運用2第4の1に定める都道府県知事が別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業を実施しようとするときは、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合又は別紙4-1運用2第1の1に定める農業者等が組織する団体の申請により、都道府県知事が事業の規模、内容等を勘案し、別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業を実施することが適当と認める場合とする。

3 別紙4-1運用2第4に定める申請及び通知の様式は次に掲げるとおりとする。

(1) 別紙4-1運用2第4の1及び2に定める「資源循環促進計画の概要表」、「事業計画の概要表」、「事業実施計画報告書」及び「連携計画」は、それぞれ別記様式第1号、第2号の1及び第2号の2、第5号並びに第8号によるものとする。

(2) 2に定める都道府県知事が別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業を実施すべき旨の都道府県知事への申請は、別記様式第3号によるものとする。

(3) 別紙4-1運用2第4の2に定める「第1の2の(1)の事業を実施したい旨」の申請及び事業計画についての承認は別記様式第4号及び第4号の2によるものとする。

(4) 別紙4-1運用2第4の3及び4に定める事業計画の変更に伴う事業計画の概要、申請、通知及び報告の様式は、それぞれ別記様式第2号、第6号、第7号及び第7号の2とする。

別紙4-1運用2第4の3及び4の事業計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とする。

- ① 事業実施主体の変更
- ② 事業計画区域の著しい変更
- ③ その他主要事項の変更

第6 別紙4-1運用2第1の2の(2)の事業の実施手続

1 別紙4-1運用2第5の「事業実施申請書」は、第2の2の(1)の実施におい

ては別記様式第9号、第2の2の(2)の実施においては別記様式第10号によるものとする。

- 2 別紙4-1運用2第5の「事業実施申請報告書」は、第2の2の(1)の実施においては別記様式第11号、第2の2の(2)の実施においては別記様式第12号によるものとする。

第7 別紙4-1運用2第1の2の(3)の事業の実施手続

- 1 別紙4-1運用2第6の1の「事業計画書」は、別記様式第14号によるものとする。
- 2 別紙4-1運用2第6の1の「事業実施計画報告書」は、別記様式第15号によるものとする。
- 3 別紙4-1運用2第6の3の地方農政局長等への報告は、別記様式第16号により報告するものとする。

第8 助成

- 1 別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業に係る別紙4-1運用2第8の1の国の助成の対象となる経費は、助成分に係る次のものとする。

(1) 工事費

ア純工事費

イ測量設計費エ用地費及び補償費

ウ船舶機械器具費オ全体実施設計費

- 2 別紙4-1運用2第1の2の(2)及び(3)の事業に係る別紙4-1運用2第8の1の国の助成の対象となる経費は、次のものとする。

(1) 賃金

(2) 報償費

(3) 旅費

(4) 需用費

(5) 役務費

(6) 委託料

(7) 使用料及び賃借料

(8) 備品購入費

(9) 給料、職員手当等

(10) 共済費

(11) 補償費

(12) 資材購入費

(13) 機械賃料

第9 別紙4-1運用2第1の2の(3)の事業実施結果の報告

別紙4-1運用2第9に基づく、当該年度における事業実施結果の取りまとめ

は、別記様式第 17 号により行うものとする。

第 10 附則

- 1 「農山漁村地域整備交付金実施要綱の制定について」の改正に伴い、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱の運用について(平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3439 号農林水産省農村振興局長通知)」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要領(平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農振第 2138 号農林水産省農村振興局長通知)」又は「地域自主戦略交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業)(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知)」を引用し、従前に実施した事業及び当該事業の実施により整備された施設を規定している農林水産省農村振興局長通知以外の農林水産省農村振興局長通知にあつては、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱の運用について(平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3439 号農林水産省農村振興局長通知)」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要領(平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農振第 2138 号農林水産省農村振興局長通知)」及び「地域自主戦略交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業)(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知)」をすべて「農山漁村地域整備交付金実施要領(平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長、21 農振第 2454 号農振水産省農村振興局長、21 林整計第 336 号林野庁長官、21 水港第 2724 号水産庁長官通知)」と、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱の運用について」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要領」及び「地域自主戦略交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業)」をすべて「農山漁村地域整備交付金実施要領」と読み替えるものとする。
- 2 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに改築に着手する場合であつて、着手までに最適整備構想を策定することができないやむを得ない理由がある場合には、改築の実施と併せて令和 3 年 3 月 31 日までに最適整備構想を策定するものとする。
- 3 平成 30 年 3 月 31 日以前に改築に着手した事業の実施要件については、なお従前の例による。
- 4 取扱い 2 の第 2 の (5) の太陽光発電施設において、令和 2 年 11 月末日までに、運用 2 の第 3 及び第 4 の手続きを経た事業計画により、農山漁村地域整備交付金の交付を受けて整備された太陽光発電施設については、なお従前の例に

よる。

農業集落排水資源循環促進計画概要表

都道府県名		市町村名		農業集落排水汚泥等の再生資源化に関する計画										
農業集落排水汚泥処理の現状										施設名(処理形態)	施設整備年次	製品量	事業名	資源化フロー
処理区名	発生汚泥量 (m ³ /年)	汚泥処理方法	汚泥運搬方法	農地還元面積(ha)					消化ガス発電+コンポスト施設	H〇	〇kg/日	本事業	〇汚泥を資源化するまでのフローを記入(処理形態ごとにフローを整理)	
				水田	畑	樹園地	その他	計						
〇〇	〇△(〇〇%)	焼却埋立処分	バキュームカー						炭化施設	H〇〇	〇kg/日	〇〇事業		
△×	△△(〇△%)	〃	〃											
	()													
	()													
	()													
再生資源の利用に関する計画										再生資源の種類	供給量	流通主体 (販売主体・運搬主体)	利用先	
その他有機物資材の処理の現状										コンポスト	〇kg/日	〇〇農協	農地(畑地〇〇ha)公園	
有機物資材名										炭化	〇kg/日	△△社		
浄化槽発生汚泥		〇〇m ³ /年[×m ³ /年](〇△%)		焼却処分										
その他汚水処理施設発生汚泥		〇m ³ /年[〇m ³ /年](〇×%)		焼却処分										
稲ワラ・モミガラ等		モミガラ〇〇m ³ /年		焼却又は農地還元										
その他有機物資材		〇×m ³ /年		〃										
		[]()												
		[]()												
		[]()												
再生資源の利用促進方策										〇再生資源の利用促進に向けた施策を記入(利用促進体制、利用者の合意形成方法、安全確認方法等)				
農業集落排水汚泥等の循環利用に関する基本方針										汚泥循環利用のスケジュール				
集排汚泥循環利用に関する基本方針										〇汚泥循環利用開始までの施策スケジュールを記入 (再生資源の利用促進方策、資源循環施設整備、普通肥料登録等に係るスケジュール)				
〇全地区から発生する汚泥をメタン発酵し、発電・熱回収することにより有効活用を図るほか、コンポスト化による緑農地還元を行う。 〇全地区から発生する汚泥を炭化し、土壌改良材として緑農地還元を行う。 等														
対象汚泥等										農業集落排水処理施設の循環促進に関する考え方				
処理区名	汚泥処理量	副資材(資材名、処理量)		処理形態		〇処理水の循環促進に関する当該市町村の基本的な考え方を記入								
〇〇地区	〇〇m ³ /年	生ゴミ〇〇m ³ /年		消化ガス発電										
〇〇地区	〇〇m ³ /年	剪定枝□□m ³ /年		+コンポスト										
□□地区	□□m ³ /年	生ゴミ□□m ³ /年		炭化		地区名	処理水再利用施設の種類	施設整備年次	利用先					
××地区	××m ³ /年	-		焼却		〇〇地区	貯留槽	H〇年	農地					

農業集落排水資源循環促進計画概要表

項 目	内 容	記 入 要 領
都道府県名、市町村名		都道府県名、市町村名（町村の場合は郡名から）を記入し、ふりがなをつける。
農業集落排水汚泥処理の現状	農業集落排水施設	既に供用開始している農業集落排水施設について記入する。 発生汚泥量は、1年間に引き抜きを行った汚泥量を記入する。（ ）には汚泥の含水率を記入する。 汚泥処理方法は、し尿処理施設での焼却処分、コンポスト化による農地還元等を簡潔に記入する。 農地還元面積は、汚泥処理方法が農地還元の場合に、対象となる農地面積を記入する。
その他の有機物資材の処理の現状	浄化槽発生汚泥	浄化槽等で発生する汚泥量及び現在の処理方法を記入する。[]には将来予測される発生汚泥量を記入する。（ ）には汚泥の含水率を記入する。
	その他汚水処理施設発生汚泥	漁業集落排水施設、小規模集合排水処理施設等で発生する汚泥量及び現在の処理方法を記入する。[]には将来予測される発生汚泥量を記入する。（ ）には汚泥の含水率を記入する。
	稲ワラ、モミガラ等	農業集落排水施設より発生する汚泥（以下、集排汚泥と言う。）の循環利用に当たって、活用可能な稲ワラ、モミガラ等の発生量及び現在の処理方法を記入する。
	家畜ふん尿	集排汚泥の循環利用に当たって、活用可能な家畜ふん尿の発生量及び現在の処理方法を記入する。
	その他有機物資材	集排汚泥の循環利用に当たって、活用可能な有機物資材（食物残さを含む。）の発生量及び現在の処理方法を記入する。

項目	内容	記入要領
<p>農業集落排水汚泥等の循環利用に関する基本方針</p>	<p>対象となる農業集落排水汚泥等</p>	<p>集排汚泥循環利用に関する当該市町村の基本的な考え方を記入する。</p> <p>集排汚泥の処理の将来構想について、対象となる地区ごとに、集排汚泥の処理形態及び処理量を記入する。</p> <p>また、併せて処理する有機物資材名及び処理量を記入する。</p>
	<p>農業集落排水汚泥等の再生資源化に関する計画</p>	<p>汚泥の循環利用を目的とした施設毎に、施設整備年次、再生資源の種類・量及び施設整備の事業名を記入する。</p> <p>また、各農業集落排水施設からの汚泥を資源化するまでのフローを記入する。</p> <p>他の有機物資材を併せて処理する場合には、そのフローも記入する。</p> <p>複数市町村による広域な循環利用を行う場合には、当該市町村に係るもののみ記載することとする。</p> <p>詳細が定まっていない場合には、現時点での基本的な考え方を記入する。</p>
	<p>再生資源の利用に関する計画</p>	<p>再生資源の利用に関する計画を記入する。記入に当たっては、再生資源の種類、供給量、流通主体（販売主体、運搬主体）及び利用先を記入する。</p> <p>詳細が定まっていない場合には、現時点での基本的な考え方を記入する。</p>
	<p>再生資源の利用促進方策</p>	<p>再生資源の利用促進に向けた施策を記入する。記入に当たっては、利用促進体制、利用者の合意形成方法及び安全性確認方法等を明確にする。</p>
	<p>農業集落排水汚泥等の循環利用スケジュール</p>	<p>汚泥循環利用開始までの施策スケジュールを記入する。記入に当たっては、再生資源の利用促進方策や資源循環施設整備及び普通肥料登録（農地還元する場合）に係るスケジュール等を明確にする。</p>
<p>農業集落排水処理水の循環促進に関する考え方</p>	<p>処理水の循環促進に関する当該市町村の基本的な考え方を記入する。</p> <p>処理水再利用施設を整備する場合には、地区毎に処理水再利用施設の種類の、施設整備年次及び利用先を記入する。</p>	

令和 年度新規 農業集落排水事業計画概要表（総括表）

地区名		所在地		処理区名		該当集落名		敷地面積		処理計画量			処理水の放流先	高度処理の有無					
目的		事業計画区域面積		農用地面積	総人口	農家人口	総戸数	農家戸数	農業地域類型	主要農産物	計画日平均汚水量	計画流入水質		計画放流水質					
地区の現況	社会・経済の現況	形態別集落数	密居	集居	散居	散在	計	ほ場整備率	%	上水道整備率	%	資源循環利用施設		汚泥処理量	処理形態	再生資源量	施設名		
		水需給状況	し尿処理の現況		生活雑排水の放流経路の現況						処理水循環利用施設		利用目的	管路施設	ポンプ施設	その他の循環利用のための施設	施設名		
		処理方式	構成比率	放流経路パターン						構成比率		管路施設		雨水排水施設		概略延長	ポンプ必要箇所	路線数	概略延長
	くみ取り	%	1	家庭 → 集落内水路 → 農業用水路 → 河川、海						%	管路施設		雨水排水施設		() m		箇所	本	m
	自家処理	%	2	家庭 → 集落内水路 → 農業用水路 → 閉鎖性水域						%	管路施設		雨水排水施設		() m		箇所	本	m
	水洗	%	3	家庭 → 集落内水路 → 公共用水域						%	管路施設		雨水排水施設		() m		箇所	本	m
	その他	%	4	家庭 ()						%	管路施設		雨水排水施設		() m		箇所	本	m
	汚水放流先の水域類型	指定の有無	水域名		当該類型	達成期間	指定年月日	汚濁の状況		観測点	流量 m ³ /S	pH	BOD	COD	SS	DO	T-N	T-P	畜産排水の有無
	被害状況	農業生産被害	ha	(被害面積率)		農業用施設被害	有・無	汚濁の状況		観測点	流量 m ³ /S	pH	BOD	COD	SS	DO	T-N	T-P	畜産排水の有無
	事業費の概要		工種	事業費 (百万円)	単価 (千円/m, m ³)	事業主体	負担区分				汚泥処理計画		資金計画		効果項目		年総効果額 (千円)		費用対効果
事業費の概要		処理施設				国	都道府県	市町村	その他	受益者	補助残	非補助分		受益者	建設費 (千円/戸)	維持管理費 (千円/戸)			
事業費の概要		管路施設										単独分	家庭内施設		負担金				
事業費の概要		雨水排水施設																	
事業費の概要		ポンプ施設																	
事業費の概要		資源循環施設																	
事業費の概要		附帯施設																	
事業費の概要		その他																	
事業費の概要		小計																	
事業費の概要		単独分(a)																	
事業費の概要		計(b)																	
維持管理費		区分	年間管理費 (千円/年)	単価 (円/人)	維持管理主体	負担区分				工期		効果項目		年総効果額 (千円)		費用対効果			
維持管理費		運転経費				都道府県	市町村	その他	受益者	着工年度	完了予定年度	着工から完了までの期間							
維持管理費		償却費																	
維持管理費		計																	
関連事業		事業名	事業主体	総事業費 (千円)	工事進捗率	事業量及び本事業との関連				備考									
同意状況 (月 日現在)		別紙4-2取扱い2第5の1の(1)		%	別紙4-2取扱い2第5の1の(2)						(a) / (b) × 100 = %								

*BOD、COD、SS、DO、T-N、T-Pの単位はppmとする

農業集落排水事業計画概要表（総括表）

項 目	記 入 要 領	備 考
地区名、処理区名	<p>処理区ごとに記入する。処理区とは計画処理区域を処理系統別に区分したものをいう。</p> <p>本事業で整備する処理区がひとつの場合には最上段（ ）内に総括表と記入し、複数の場合には処理区別と記入する。</p> <p>地区名と処理区名にはふりがなをつける。</p>	
所在地	<p>都道府県名、市町村名（町村の場合は郡名から）を記入し、ふりがなをつける。</p>	
当該集落名	<p>対象集落名を記入する。</p>	
目的	<p>各処理区における本事業を実施する必要性、緊急性及び効果を簡潔に記述する。</p>	
地区の現況 社会・経済の現況	<p>(1) 最近年における農業センサス調査等を基礎に、事業計画区域についての値を記入する。ただし、農用地面積、農業地域類型、主要農作物、ほ場整備率、上水道整備率及び道路整備率は集落圏域についての値を記入する。</p> <p>(2) 事業計画区域とは、本事業の受益対象区域をいう。すなわち本事業により汚水を処理することができる全区域をいう。</p> <p>(3) 集落圏とは別紙 4－1 運用 2 第 3 の 2 に掲げる区域をいう。</p> <p>(4) ほ場整備率については、ほ場の一区画の大きさに関係なく、区画整理されているほ場は整備済とする。</p> <p>(5) 道路整備率については、1、2 級市町村道以下とし、簡易アスファルト舗装以上の道路を整備済とする。</p> <p>(6) 上水道整備率については、簡易上水道以上を整備済とする。</p> <p>(7) 配水施設を整備する場合にあっては、渇水の発生状況等地区の水需給の状況を記入する。</p>	
集落排水の現況	<p>(1) し尿処理の現況については、各処理区における戸数の構成比率の概数を記入する。</p> <p>(2) 生活雑排水の放流経路については、1 から 3 までのパターンに大別し、それぞれの経路に該当戸数の構成比率の概数を記入する。（1 から 3 までに該当しない場合には、4 の（ ）内にその経路を記入する。）</p> <p>(3) 汚水放流先の水域類型については、汚水の放流経路途上で水質環境基準の水域類型が指定されている場合に、その水域名、該当類型、達成期間及び指定年月日を記入する。</p> <p>(4) 汚濁の状況の欄には、処理区域において①上流地点、②集落と農用地の接する地点、③下流地点について水質測定を実施し数値を記入する。</p>	

項目	記入要領	備考
費用の概算 事業費	<p>(5) 畜産排水の有無、農業生産被害、農業用施設被害及び生活環境被害については、その有無を記入する。ただし、被害面積率については、被害面積が少ない場合のみ記入する。また、農業用施設被害及び生活環境被害については、その具体的な施設名を記入する。</p> <p>(1) 工種ごとの事業費を記入する。</p> <p>(2) 工種の資源循環施設については汚泥処理施設及び処理水再利用施設を、附帯施設については農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設その他の附帯施設を、その他については測量設計費等を記入する。</p> <p>(3) m³当たりの単価については、計画1日最大汚水量当たりの単価を記入する。なお、管路施設、雨水排水については、総延長当たりの単価(千円/m)を記入する。</p> <p>(4) 負担区分のその他については、農協、土地改良区等に区分し、その各々につき記入する。</p>	
維持管理費	<p>(1) 運転経費と償却費に区分して各該当欄に記入する。</p> <p>(2) 単価については、計画処理人口当たりの単価を記入する。</p> <p>(3) 負担区分のその他については、農協、土地改良区等に区分しその各々につき記入する。</p>	
関連事業	<p>宅内整備部分及び本事業と関連する事業計画の概要を記入する。</p>	
同意状況	<p>各処理区内における受益戸数のうち同意された割合を%で記入する。</p>	
施設計画の概要 処理施設	<p>(1) 処理計画量の計画人口の欄には定住人口と流入人口(換算値)の合計値、計画戸数の欄には公共施設を含めた戸数、その他の欄には家畜等の汚水処理を含める場合の当該家畜数を記入する。なお、公共施設は、1施設を1戸と算定する。</p> <p>(2) 処理水の放流先については、「農業排水路を経て〇〇に放流する」等放流先を記入する。</p> <p>(3) 高度処理(通常処理のBOD、SSを超える処理又はT-N、T-P等についての処理)が必要な地区については、その有無を記入する。</p>	
資源循環施設	<p>汚泥循環利用施設を整備する場合にあつては、利用目的(農地還元、熱回収等)及び汚泥処理施設の概要を記入する。</p> <p>処理水循環利用施設を整備する場合にあつては、処理水の利用目的(農業用水、水洗用水、環境用水等)及び循環利用施設の概要を記入する。</p>	

項 目	記 入 要 領	備 考
その他の施設	<p>(1) 管路施設については、管路及び暗渠の概略延長並びにポンプ施設の概略の必要箇所数を記入する。 () 内に単独分の値を内数で記入する。</p> <p>(2) 雨水排水施設については、その計画路線数及び概略延長について記入する。</p> <p>(3) 附帯施設については、処理施設に附帯する農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設のほか、管理施設、放流施設、脱水施設等の施設名及びその数量等を記入する。</p>	
汚泥処理及び処分計画	汚泥の処理・処分及び搬送方法を記入する。また、汚泥処理施設を導入する場合はその概略を記入する。	
資金計画 受益者負担	<p>資金の借入れ先等を記入する。</p> <p>単独分を含む全体の事業費に対する受益者負担額を記入する。</p>	
効用	<p>(1) 作物生産効果等 作物生産効果、品質向上効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果（農業用排水施設）、地域資源有効利用効果の合計を記入する。</p> <p>(2) 生活環境改善効果等 生活環境改善効果、維持管理費節減効果（農業生産以外）の合計を記入する。</p> <p>(3) 公共用水域水質保全効果等 公共用水域水質保全効果、農村空間快適性向上効果、その他独自で計上した効果の合計を記入する。</p>	
工期	工期については、着工年度、完了予定年度及び着工から完了までの期間を記入する。	
備考	<p>前項までに記載されていない事項で、特に重要な事項がある場合、その内容を簡潔に記入する。例えば、都道府県が条例で上乗せ、横乗せ排水基準を定めている場合にはその条例名及び排水基準を記入し、事業計画区域内の単独分及び各戸の個人負担となる排水施設の整備については、市町村、維持管理主体等がどのような普及活動又は助成措置を講ずるかを記入し、汚水の放流に際しての各種の協議調整については、その状況を簡潔に記入する。また、全体事業費に対する単独分事業費の割合〔(a) / (b) × 100%〕を記入する。</p> <p>さらに、施設供用開始後の維持管理体制について記入する。</p>	

令和 年度新規 農業集落排水事業計画概要表

地区名		処理区名		当該集落数		所在地				敷地面積 m ²		処理計画量			処理水の放流先		高度処理の有無 有・無					
												計画人口 人	計画戸数 戸	その他								
地区の現況	社会・経済	事業計画区域面積		農用地面積	総人口	農家人口	総戸数	農家戸数	農業地域類型	主要農産物		処理区名	計画日平均汚水量 m ³ /日	計画流入水質			計画放流水質					
		形態別集落数		密居	集居	散居	散在	計	ほ場整備率 %	上水道整備率 %				BOD	SS	T-N	T-P	BOD	SS	T-N	T-P	
		水需給状況																				
		し尿処理の現況		生活雑排水の放流経路の現況																		
		処理方式		構成比率		放流経路パターン								構成比率								
	くみ取り		%	1	家庭 → 集落内水路 → 農業用水路 → 河川、海								%									
	自家処理		%	2	家庭 → 集落内水路 → 農業用水路 → 閉鎖性水域								%									
	水洗		%	3	家庭 → 集落内水路 → 公共用水域								%									
	その他		%	4	家庭 ()								%									
	汚水放流先の水域類型		指定の有無 有・無		水域名		当該類型		達成期間		指定年月日											
汚濁の状況		処理区名		観測点	流量 m ³ /日	pH	BOD	COD	SS	DO	T-N	T-P										
費用の概算	事業費	工種		事業費 (百万円)	単価 千円/m ³	事業主体		負担区分				受益者										
		処理施設					国	都道府県	市町村	その他												
		管路施設																				
		雨水排水施設																				
		ポンプ施設																				
		資源循環施設																				
		附帯施設																				
		その他																				
	小計																					
	単独分(a)																					
計(b)																						
維持管理費		区分		年間管理費 (千円/年)	単価 (円/人)	維持管理主体		負担区分				受益者										
		運転経費					都道府県	市町村	その他													
		償却費																				
計																						
関連事業		事業名		事業主体	総事業費(千円)	工事進捗率	事業量及び本事業との関連															
						%																
同意状況		(月 日現在)		別紙4-2取扱い2 第5の1の(1)		%	別紙4-2取扱い2 第5の1の(2)															
						%																
概要		資源循環施設の概要		汚泥循環利用施設の概要	処理区名	処理形態	汚泥処理量	再生資源量	処理区名		利用目的	管路施設	ポンプ施設									
												その他循環利用のための施設	施設名	数量								
概要		管路施設		処理区名	概略延長 ()m	雨水排水		処理区名		概略延長	路線数											
					()m																	
概要		ポンプ施設		処理区名	必要箇所概数	付帯施設		施設名		処理区名	数量											
					箇所			農業集落道														
概要					箇所			水洗化用水施設														
					箇所			周辺環境配慮施設														
概要					箇所			その他														
					箇所																	
概要		効果項目		年総効果額(千円)		費用対効果																
		作物生産効果等																				
概要		農業労働環境改善効果																				
		生活環境改善効果等																				
概要		公共用水域水質保全効果等																				
		合計																				
概要		着工年度		完了予定年度		着工から完了までの期間																
備考		(a) / (b) × = %																				

BOD、COD、SS、DO、T-N、T-Pの単位はppmとする

農業集落排水事業計画概要表

項 目	記 入 要 領	備 考
地区名、処理区名	<p>本事業では、整備する処理区が複数ある場合に作成する。</p>	
当該集落名	<p>処理区ごとに記入する。処理区とは計画処理区域を処理系統別に区分したものをいう。 地区名と処理区名にはふりがなをつける。</p>	
所在地	<p>対象集落名を記入する。</p>	
地区の現況 社会・経済の現況	<p>都道府県名、市町村名（町村の場合は郡名から）を記入し、ふりがなをつける。</p> <p>(1) 最近年における農業センサス調査等を基礎に、事業計画区域についての値を記入する。ただし、農用地面積、農業地域類型、主要農作物、ほ場整備率、上水道整備率及び道路整備率は集落圏域についての値を記入する。 (2) 事業計画区域とは、本事業の受益対象区域をいう。すなわち本事業により汚水を処理することができる全区域をいう。 (3) 集落圏とは別紙 4 - 1 運用 2 第 3 の 2 に掲げる区域をいう。 (4) ほ場整備率については、ほ場の一区画の大きさに関係なく、区画整理されているほ場は整備済とする。 (5) 道路整備率については、1、2 級市町村道以下とし、簡易アスファルト舗装以上の道路を整備済とする。 (6) 上水道整備率については、簡易上水道以上を整備済とする。 (7) 配水施設を整備する場合にあっては、濁水の発生状況等地区の水需給の状況を記入する。</p>	
集落排水の現況	<p>(1) し尿処理の現況については、各処理区における戸数の構成比率の概数を記入する。 (2) 生活雑排水の放流経路については、1 から 3 までのパターンに大別し、それぞれの経路に該当戸数の構成比率の概数を記入する。（1 から 3 までに該当しない場合には、4 の（ ）内にその経路を記入する。） (3) 汚水放流先の水域類型については、汚水の放流経路途上で水質環境基準の水域類型が指定されている場合に、その水域名、該当類型、達成期間及び指定年月日を記入する。 (4) 汚濁の状況の欄には、処理区域において①上流地点、②集落と農用地の接する地点、③下流地点について水質測定を実施し数値を記入する。</p>	

項 目	記 入 要 領	備 考
費用の概算 事業費	<p>(5) 畜産排水の有無、農業生産被害、農業用施設被害及び生活環境被害については、その有無を記入する。ただし、被害面積率については、被害面積が少ない場合のみ記入する。また、農業用施設被害及び生活環境被害については、その具体的な施設名を記入する。</p> <p>(1) 各工種ごとの事業費を記入する。</p> <p>(2) 工種の資源循環施設については汚泥処理施設及び処理水再利用施設を、附帯施設については農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設並びにその他の附帯施設を、その他については測量設計費等を記入する。</p> <p>(3) m³当たりの単価については、計画 1 日最大汚水量当たりの単価を記入する。なお、管路施設、雨水排水については、総延長当たりの単価（千円/m）を記入する。</p> <p>(4) 負担区分のその他については、農協、土地改良区等に区分し、その各々につき記入する。</p>	
維持管理費	<p>(1) 運転経費と償却費に区分して各該当欄に記入する。</p> <p>(2) 単価については、計画処理人口当たりの単価を記入する。</p> <p>(3) 負担区分のその他については、農協、土地改良区等に区分しその各々につき記入する。</p>	
関連事業	<p>宅内整備部分及び本事業と関連する事業計画の概要及び関連する処理区名を記入する。</p>	
同意状況	<p>各処理区内における受益戸数のうち同意された割合を%で記入する。</p>	
施設計画の概要 処理施設	<p>(1) 処理計画量の計画人口の欄には定住人口と流入人口（換算値）の合計値、計画戸数の欄には公共施設を含めた戸数、その他の欄には家畜等の汚水処理を含める場合の当該家畜数を記入する。なお、公共施設は、1 施設を 1 戸と算定する。</p> <p>(2) 処理水の放流先については、「農業排水路を経て○○に放流する」等放流先を記入する。</p> <p>(3) 高度処理（通常処理の BOD、SS を超える処理又は T-N、T-P 等についての処理）が必要な地区についてはその有無を記入する。</p>	

項 目	記 入 要 領	備 考
資源循環施設の概要	<p>(1) 汚泥処理施設を整備する場合にあつては、汚泥処理施設の概要を記入する。</p> <p>(2) 処理水循環利用施設を整備する場合にあつては、循環利用施設の概要を記入する。</p> <p>(3) ポンプ施設については、各処理区ごとにその概略の必要箇所数を記入する。</p>	
その他の施設の概要	<p>(1) 管路施設については、各処理区ごとに管路及び暗渠の概略延長を記入する。() 内に単独分の値を内数で記入する。</p> <p>(2) 雨水排水路については、各処理区ごとにその計画路線数及び概略延長について記入する。</p> <p>(3) 附帯施設については、農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設並びにその他の附帯施設の概要を記入する。</p>	
効用	<p>(1) 作物生産効果等 作物生産効果、品質向上効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果（農業用排水施設）、地域資源有効利用効果の合計を記入する。</p> <p>(2) 生活環境改善効果等 生活環境改善効果、維持管理費節減効果（農業生産以外）の合計を記入する。</p> <p>(3) 公共用水域水質保全効果等 公共用水域水質保全効果、農村空間快適性向上効果、その他独自で計上した効果の合計を記入する。</p>	
工期	<p>工期については、着工年度、完了予定年度及び着工から完了までの期間を記入する。</p>	
備考	<p>各処理区のなかで特に重要な事項がある場合にその内容を記入する。また、全体事業費に対する単独分事業費の割合〔(a) / (b) × 100%〕を記入する。</p> <p>さらに、施設供用開始後の維持管理体制について記入する。</p>	

計 画 構 想 図

位置図

S = 1 :

凡 例	
集 落 圏	
事業計画区域	
施 設	処 理 施 設
	管 路 施 設
	ポ ン プ 施 設
計 画	

令和 年度新規 農業集落排水事業〔機能強化対策〕概要表

①既存農業集落排水施設の概要										②機能強化対策事業の概要													
地区名					所在地					地区の状況	事業計画		農用地		総人口		農家人口		総戸数		農家戸数		
処理区名					該当集落名						区域面積		面積										
着手年度					完了年度						現計画												
処理施設の概要	処理形式					評定認定年月日					年		月		日		同意状況 (月 日現在)		別紙4-2取扱い2 %		別紙4-2取扱い2 %		
	敷地面積 (m ²)		処理計画量			処理水の放流先		高度処理の有無		第5の1の(1)				第5の1の(2)									
			計画人口	計画戸数	その他																		
	計画日平均汚水量 (m ³ /日)		処理計画量			計画放流水質				計画日平均汚水量 (m ³ /日)		計画流入水質				計画放流水質							
			BOD	SS	T-N	T-P	BOD	SS	T-N			T-P	BOD	SS	T-N	T-P	BOD	SS	T-N	T-P			
工種		事業量		事業費 (百万円)		供用開始年月日		年		月		日		敷地面積 (m ²)		処理計画量		計画人口		計画戸数		その他	
事業費 (実績)の内容		管路施設		m		維持管理条制制定年月日		管理内容		実施回数 (年)		管理者		年間費用 (過去3年間の実績平均)		工種		事業量		事業費		事業主体	
		雨水排水施設		m																		実施回数 (年)	
その他		ポンプ施設		基		日常管理								雨水排水施設		都道府県		事業費		負担割合 %			
		資源循環施設																		巡回管理			
小計		附帯施設				その他								資源循環施設		市町村				事業費		負担割合 %	
		その他																				巡回管理	
単独分		その他				巡回管理								資源循環施設		市町村				事業費		負担割合 %	
		計																				巡回管理	
分担金・使用料		条例制定年月日		年 月 日		その他								雨水排水施設		国				事業費		負担割合 %	
		分担金																				巡回管理	
備考		使用料				計								雨水排水施設		都道府県				事業費		負担割合 %	
		使用料																				計	
機能強化対策の概要										小計				雨水排水施設		都道府県				事業費		負担割合 %	
										単独分												雨水排水施設	
計				計								雨水排水施設		都道府県				事業費		負担割合 %			

・ BOD、COD、SS、DO、T-N、T-P の単位は ppm とする

様式第3号

事業施行申請書

都道府県知事 殿

〇〇〇〇

〇〇地区において、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業を〇〇県（道、府、都）営事業として施行していただきたく申請します。

様式第4号

事業実施申請書

都道府県知事 殿

〇〇〇〇

〇〇地区において、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業を実施いたしたく、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第4の2に基づき、下記資料を添付して申請します。

記

地区名

- (1) 資源循環促進計画概要表
- (2) 事業計画概要表
- (3) 事業計画書

様式第4号の2

事業計画承認通知書

〇〇〇〇 殿

都道府県知事

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった〇〇地区に係る農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業の事業計画については、これを承認したので通知する。

様式第5号

事業実施計画報告書

農村振興局長
地方農政局長 殿
沖縄総合事務局長

都道府県知事

〇〇地区において、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業を実施いたしたく、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第4の1〔2〕に基づき、下記資料を添付して報告します。

記

地区名

- 1 資源循環促進計画概要表
- 2 事業計画概要表

(注) [] は県営事業以外の場合

様式第6号

事業計画変更承認申請書

都道府県知事 殿

〇〇〇〇

〇〇地区に係る農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業の事業計画を変更したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第4の3に基づき、下記調書を添えて申請します。

記

- 1 地区名
- 2 事業計画概要表(変更)

事業計画概要表の様式により、変更に係る項目については、上段() 書きで変更前を記載する。

様式第7号

事業計画変更承認通知書

〇〇〇〇 殿

都道府県知事

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった〇〇地区に係る農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業の事業計画の変更については、これを承認したので通知する。

様式第7号の2

事業計画変更手続報告書

農村振興局長
地方農政局長 殿
沖縄総合事務局長

都道府県知事

〇〇地区に係る農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業の事業計画の変更については、今般別紙のとおり手続が完了したので報告する。

様式第7号の2の別紙

地区名		局名		所在地	
事業名					
事業の経緯	着手年度	着工年度	変更計画確定 年月日		○年までの進捗率 (変更事業費ベース)
項目	現計画	変更計画	増△減	備考	
計画人口					
計画戸数					
事業費					
工期					
投資効率					
変更の要旨					
変更項目 及び要件	項目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由

※事業計画概要表（変更）を添付する。

事業計画概要表（変更）は、事業計画概要表の様式により、変更に係る項目については、上段（ ）書きで変更前を記載する。

様式第8号

農業集落排水事業・公共浄化槽等整備推進事業〔個別排水処理施設整備事業〕
連携計画

都道府県名				市町村名			
対象地域の考え方							
集落におけるし尿処理の現況		処理方式	くみ取り	自家処理	水洗	その他	
		構成比率					
家屋間の最大距離							
最大距離の考え方							
汚泥処理計画							
事業名		農業集落排水事業			公共浄化槽等整備推進事業 〔個別排水処理施設整備事業〕		
地区名							
処理区名							
事業主体							
総事業費							
工期							
供用開始予定							
財源内訳	国						
	都道府県						
	市町村						
	その他						
受益者							
事業費の内訳及び処理人口等		事業費の内訳			事業費の内訳		
		処理施設		年度	基数	事業費	
		管路施設					
		雨水排水施設					
		資源循環施設					
		附帯施設					
		その他					
		単独分					
計							
		計画人口等			処理人口等		
		計画戸数		全基数			
		計画人口		処理人口			
		現況人口					
維持管理主体							

(注) [] は個別排水処理施設整備事業の場合とする。

様式第 8 号

農業集落排水事業・公共浄化槽等整備推進事業 [個別排水処理施設整備事業]
連携計画

項 目	記 入 要 領	備 考
対象地域の考え方	<p>事業計画区域の経済性、地域性等の観点からの一体性について記入する。</p> <p>なお、計画平面図を併せて添付すること。</p> <p>計画平面図は、集合処理区域のほか、合併処理浄化槽への切替家屋を明示すること。</p>	
家屋間の最大距離	<p>農業集落排水施設と浄化槽の整備区域を区分するために基本となった家屋間の最大距離について記入する。</p>	
最大距離の考え方	<p>家屋間の最大距離決定の根拠について記入する。</p>	
汚泥処理計画	<p>農業集落排水施設及び浄化槽から発生する汚泥の処理計画について記入する。</p>	
事業名	<p>環境省所管の公共浄化槽等整備推進事業又は総務省所管の個別排水処理施設整備事業のどちらかを記入する。</p>	
供用開始予定	<p>浄化槽については、連携事業計画に位置づけられている施設が全て設置済みになる時期を供用開始予定年度とする。</p>	
財源内訳	<p>金額（千円単位）で記入する。</p>	
事業費の内訳	<p>千円単位の事業費で記入する。</p>	
処理人口	<p>浄化槽の処理人口は、現況人口で記入する。</p>	

様式第 9 号

都道府県知事 殿

〇〇〇〇

事業実施申請書

下記のとおり農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4-1 運用 2 第 1 の 2 の (2) の事業を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4-1 運用 2 第 5 に基づき申請します。

記

市町村名	地区名	調査対象面積	事業費 (千円)	備考

(注) 調査範囲の地形図を添付のこと。

様式第 10 号

都道府県知事 殿

〇〇〇〇

事業実施申請書

下記のとおり農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4-1 運用 2 第 1 の 2 の (2) の事業を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4-1 運用 2 第 5 に基づき申請します。

記

市町村名	地区名 (処理区名)	建設工期	対象施設	事業費 (千円)	備考

(注) 計画一般図 (最終) を添付のこと。

様式第 11 号

農 村 振 興 局 長
〇 〇 農 政 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長

殿

都道府県知事名

事業実施申請報告書

下記のとおり農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4-1 運用 2 第 1 の 2 の (2) の事業を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4-1 運用 2 第 5 に基づき報告します。

記

市町村名	地区名	調査対象面積	事業費 (千円)	備 考

(注) 調査範囲の地形図を添付のこと。

様式第 12 号

農 村 振 興 局 長
〇 〇 農 政 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長

殿

都道府県知事名

事業実施申請報告書

下記のとおり農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4-1 運用 2 第 1 の 2 の (2) の事業を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4-1 運用 2 第 5 に基づき報告します。

記

市町村名	地区名 (処理区名)	建設工期	対象施設	事業費 (千円)	備 考

(注) 計画一般図 (最終) を添付のこと。

<p>最適整備構想</p> <p>令和 年 月</p> <p>〇〇県〇〇市、〇〇町、〇〇村</p>

<最適整備構想 目次>

1. 施設現況調書
 - (1) 農業集落排水施設整備状況（平面図を添付すること）
 - ①完了地区、②実施中の地区
 - (2) 施設管理状況及び課題
2. 施設機能診断
 - (1) 施設機能診断調査
 - (2) 施設機能診断評価
3. 対策方法、工事内容
 - (1) 対策工法
 - (2) 機能保全コスト算定
 - (3) 対策時期

事業計画書（市町村名）

1. 最適整備構想（機能診断を含む）の策定

(1) 対象地区一覧

(ふりがな) 地区名	(ふりがな) 処理区名	計画人口 (人)	建設工期 (経過年数)	備考

※1 地区当たり複数の処理区がある場合は、1 処理区当たり 1 行で記入

(2) 対象施設数計

種類 処理区名	処理施設 (箇所)	管路施設 (k m)	ポンプ施設 (箇所)	その他 (箇所)	備考
計					

2. 事業費等

機能診断に要する経費① :

最適整備構想策定に要する経費② :

計 (①+②) :

事業実施期間 : 令和 年度～令和 年度 (か年)

3. 計画図面（一般平面図及び現行施設主要構造図）

様式第 15 号

事業実施計画報告書

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

管内〇〇市において、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4-1 運用 2 第 1 の 2 の (3) の事業を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4-1 運用 2 第 6 の 1 に基づき、事業計画書を添付して報告します。

記

市町村名	事業内容	事業費	備考
		千円	

様式第 16 号

事業計画変更報告書

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4-1 運用 2 第 1 の 2 の (3) の事業の事業計画を変更したので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4-1 運用 2 第 6 の 3 により報告します。

記

- 1 地区名
- 2 事業計画書 (変更)

※ 変更に係る項目については、上段括弧書きで変更前を記載する。

都道府県知事 殿

市町村長

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4-1 運用 2 第 1 の 2 の (3) の事業について、下記のとおり事業を実施したので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4-1 運用 2 第 9 に基づき報告します。

記

1. 市町村名

2. 最適整備構想（機能診断を含む）対象施設調書

(1) 対象地区一覧

(ふりがな) 地区名	(ふりがな) 処理区名	計画人口 (人)	建設工期 (経過年数)	備考

(2) 対象施設数計

種類 処理区名	処理施設 (箇所)	管路施設 (k m)	ポンプ施設 (箇所)	その他 (箇所)	備考
計					

※ 最適整備構想を添付すること。

別紙5（農業用水保全の森づくり事業に係る運用）

第1 趣旨

実施要綱第2の1の(2)の①のアの(オ)に掲げる農業用水保全の森づくり事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第2 事業内容

森林は、水源涵養機能や土砂流出防止機能等を有しており、農業用水の安定的な供給等に重要な役割を果たしていること、及び地球温暖化の防止に向け森林吸収量を最大限確保するためには森林整備等の強力な推進が不可欠な状況にあることにかんがみ、森林の整備及び保全に係る事業であって、ダム、ため池、頭首工、揚水機等の農業用水の供給を目的に設置された農業用水を貯留又は取水する施設（以下この別紙において「貯水池等」という。）への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域（以下この別紙において「水源地域」という。）において行うもの（以下この別紙において「森林の整備事業等」という。）、及び貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、水源地域の森林の周辺農地に介在する耕作放棄地において行う植林等（以下この別紙において「耕作放棄地対策」という。）について、都道府県及び市町村に対し、国が助成を行う制度を定めるものである。

また、農業用水保全の森づくり事業（以下この別紙において「森づくり事業」という。）とは、次に掲げる農業用水関連特定森林整備事業（以下この別紙において「特定事業」という。）及び耕作放棄地対策をいう。

1 特定事業

ア 対象地域

特定事業の対象地域は、次に掲げるア及びイを満たす水源地域とする。

(ア) 当該水源地域における貯水池等において、流況の悪化、土砂流入の増加等がみられること又は懸念されること。

(イ) 当該水源地域の森林の整備・保全を促進することにより、水源涵養機能等の発揮を通じ、良質な農業用水の安定的な供給等が期待できること。

イ 事業内容

特定事業とは、アの地域において、別紙6（森林整備事業に係る運用（以下この別紙において「森林整備運用」という。））第2の1から4及び森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整第882号農林水産事務次官依命通知。以下この別紙において「環境保全要綱」という。）の第2の2に規定する事業に準じて、造林及び林道の開設又は拡張を実施する森林の整備事業等とする。

2 耕作放棄地対策

ア 対象地域

耕作放棄地対策の対象地域は、別紙4-1農村整備に係る運用（以下この別紙において「農村整備運用」という。）の運用1第4の1の(2)のイに定める保全管理区域内における耕作放棄地及びそれと一体的な整備が必要な農地（以下この別紙において「耕作放棄地等」という。）であって、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (ア) 当該耕作放棄地等が水源地域内にあること。
- (イ) 当該耕作放棄地等の転用が確実に行われる見込みであること。
- (ウ) 耕作放棄地対策の実施により造成される森林が、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき都道府県が策定する地域森林計画の対象となる森林の要件を満たすことが確実にであると見込まれること。

イ 事業内容

耕作放棄地対策は、アの地域において農村整備運用の別表4の特認事業により、植林及びそれと一体的に行う必要がある取組を実施する事業とする。

第3 基本方針等

1 基本方針等の策定

- (1) 都道府県知事は、特定事業を実施しようとするときは、第2の1のアの対象地域ごとに、別記様式第1号により特定事業の基本方針（以下この別紙において「基本方針」という。）を策定するものとする。

なお、基本方針の策定に当たっては、土地改良区、水利組合その他特定事業と密接な関係を有する団体の意見を聴くものとする。

- (2) 都道府県知事又は市町村長が耕作放棄地対策を実施しようとするときは、当該耕作放棄地が水源地域内にあること、及び植林後に地域森林計画への編入が見込まれることについて確認するため、都道府県知事は当該耕作放棄地にかかる水源地域ごとに、別記様式第2号により耕作放棄地の利用計画（以下この別紙において「利用計画」という。）を策定するものとする。

- (3) 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 水源地域の概要
- イ 貯水池等と水源地域の状況
- ウ 整備の基本方針等

- (4) 利用計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 基本事項
- イ 水源地域内の耕作放棄地の利用計画等
- ウ 地域森林計画への編入の現実性の確認

2 基本方針等の提出

- (1) 都道府県知事が特定事業の実施に当たって国の助成を受けようとするときは、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長。以下この別紙において同じ。）に別記様式第3号により基本方針を提出するものとする。
- (2) 地方農政局長は、知事から基本方針の提出があったときは、別記様式第4号により農村振興局長に報告するものとする。
- (3) 都道府県知事又は市町村長が耕作放棄地対策を実施するときは、農村整備運用の運用1第5の1の実施計画概要表等の提出に際して利用計画を添付するものとする。

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和9年度までとする。

第5 助成

国は、予算の範囲内において、都道府県に対し森づくり事業に要する経費について助成することができるものとし、対象となる経費については次のとおりとする。

- 1 特定事業のうち森林整備運用第2の1から4に規定する事業に準じて実施するものについては、森林整備運用第6の1及び2の規定を準用するものとする。
- 2 特定事業のうち環境保全要綱第2の2に規定する事業に準じて実施するものについては、環境保全要綱第4の規定を準用するものとする。
- 3 耕作放棄地対策については、農村整備運用の運用1第9の規定を準用するものとする。

第6 実施要件

- 1 特定事業の実施に当たっては、特定事業と同種の森林の整備及び保全に係る事業に係る実施要件に適合するものとする。
- 2 耕作放棄地対策の実施に当たっては、農村整備運用に定める内容に適合するものとする。

第7 その他

- 1 事業計画の作成等森づくり事業の実施に必要な事項については、特別の定めがある場合を除くほか、第2において準ずることとされた事業のうち特定事業については森林整備運用及び環境保全要綱を、耕作放棄地対策については農村整備運用の規定を準用するものとする。
- 2 耕作放棄地対策において、市町村長は、農村整備運用の運用1第4(2)の整備計画を作成するときは、都道府県知事が作成する利用計画との整合について事前に十分な調整を図るものとする。
- 3 水土里情報利活用促進事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第201

5号農林水産事務次官依命通知)に基づく水土里情報利活用促進事業により整備される農地情報データベースの活用を図ること等により、本耕作放棄地対策を効率的かつ効果的に推進するものとする。

- 4 この事業の実施については、森林法（昭和26年法律第249号）その他の法令に定めるところによる。

第8 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知。以下この別紙において「地域自主戦略交付金交付要綱」という。）別表1の1の(1)のシに基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 1により移行された地区の取扱いについては、別段の定めがあるものを除き、地域自主戦略交付金交付要綱の例による。
- 3 地域自主戦略交付金交付要綱別紙24の第2の規定に基づいて、平成24年度以降における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

[別記様式第1号]

農業用水保全の森づくり事業の基本方針

1. 水源地域の概要

1) 地域名		2) 都道府県名	
3) 森林計画区名			
4) 水源地域の関係市町村名			
5) 貯水池等の概要			
名称(所在地)	構造等	利用水量	受益面積(受益地)
6) 位置図		別添のとおり	

2. 貯水池等と水源地域の状況

1) 貯水池等の状況
2) 水源地域の状況

3. 整備の基本方針等

1) 期待する効果
2) 整備の方針

[記載要領]

1. 水源地域の概要

1) 地域名

貯水池及び頭首工等取水施設の集水地域及びその農業用水の受益地を包含する地域を総称する名称を記載する。(河川流域名、農業用水の名称等)

3) 森林計画区名

当該地域を包含する森林計画区名(平成3年7月25日農林水産省告示972号「森林法第の規定に基づき、森林計画を定める件」)を記載する。

4) 水源地域の関係市町村名

水源地域の市町村名を記載する。

5) 貯水池等の概要

水源地域からの水の供給を受ける貯水池及び頭首工等取水施設、それら施設の直接の水源となる河川等について以下の事項を記載する。

・貯水池や頭首工等

名称及び所在地、構造等、利用水量(最大取水量、年間利用水量等の利水状況を表す数値)、受益面積及び受益地の市町村名を記載する。

・施設の水源となる河川等

名称、河川等級(構造欄)を記載する。(利用水量、受益面積欄は記載不要)

6) 位置図

水源地域として位置づけられる区域、水源地域を集水域とする河川、貯水池等、貯水池等の受益地の位置関係が判る図面を添付する。

2. 貯水池等と水源地域の状況

1) 貯水池等の状況

貯水池及び頭首工等取水施設の現況、利水に関する状況(取水実態、農業生産の動向、特性等)と課題等について、土地改良区等の特定事業と密接な関係を有する団体からの意見の聴き取り結果を踏まえて、簡潔に記載する。

2) 水源地域の状況

上記施設に係る水源地域の森林の状況等(森林(保安林)面積)、自然的特性(地形、地質、気象)等について、簡潔に記載する。

3. 整備の基本方針等

1) 期待する効果

期待する効果(水源のかん養、土砂流出の防止等)について、簡潔に記載する。

2) 整備の方針

上記を踏まえ、本事業の整備方針について、対象の貯水池等において農業農村整備事業が実施されている場合にはこれも含め、簡潔に記載する。

[別記様式第2号]

耕作放棄地の利用計画

1. 基本事項

1) 地域名		2) 都道府県名	
3) 森林計画区名			
4) 水源地域の関係市町村名			
5) 整備対象の耕作放棄地がある市町村名			
6) 貯水池等の概要			
名称(所在地)	構造等	利用水量	受益面積(受益地)
7) 位置図		別添のとおり	

2. 水源地域内の耕作放棄地の利用計画等

1) 耕作放棄地及び周辺地域・森林の概要		2) 耕作放棄地周辺の地域の営農状況							
3) 耕作放棄の原因とその影響		4) 耕作放棄地の全般的な利用計画							
5) 植林を通じた水源地域内の耕作放棄地の利用計画									
6) 耕作放棄地周辺における土地利用計画									
(単位: ha)									
	田	畑	樹園地	採草 放牧	山林 原野	計 ①	①のうち耕作 放棄地面積②	②のうち植林 実施面積	備考
現況地目									
計画地目									
*備考については、現況の耕作放棄地のうち、植林しない耕作放棄地についてその面積と利用概要を記載。									

3. 地域森林計画への編入の確実性の確認

1) 耕作放棄地周辺の森林に係る地域森林計画における位置づけ
2) 地域森林計画への編入を見据えた耕作放棄地における植林の実施内容
3) 土地利用の変更に係る必要な手続きについて a, 土地所有者、周辺耕作者との調整状況 b, 行政機関との調整状況 c, 今後の各種必要な手続きの実施予定
4) 地域森林計画への編入手続き等について a, 地域森林計画に係る調整状況 b, 市町村森林整備計画に係る調整状況 c, 今後の各種必要な手続きの実施予定
5) 地域森林計画への編入に向けた今後の全体スケジュール

[記載要領]

1. 基本事項

1) 地域名

貯水池及び頭首工等取水施設の集水地域及びその農業用水の受益地を包含する地域を総称する名称を記載する。（河川流域名、農業用水の名称等）

3) 森林計画区名

当該地域を包含する森林計画区名（平成3年7月25日農林水産省告示972号「森林法の規定に基づき森林計画区を定める件」）を記載する。

4) 水源地域の関係市町村名

水源地域の市町村名を記載する。

6) 貯水池等の概要

水源地域からの水の供給を受ける貯水池及び頭首工等取水施設、それら施設の直接の水源となる河川等について以下の事項を記載する。

・貯水池や頭首工等

名称及び所在地、構造等、利用水量（最大取水量、年間利用水量等の利水状況を表す数値）、受益面積及び受益地の市町村名を記載する。

・施設の水源となる河川等

名称、河川等級（構造欄）を記載する。（利用水量、受益面積欄は記載不要）

7) 位置図

水源地域として位置づけられる区域、耕作放棄地及びその周辺の森林の位置、水源地域を集水域とする河川、貯水池等、貯水池等の受益地等の位置関係が判る図面を添付する。

2. 水源地域内の耕作放棄地の利用計画等

1) 耕作放棄地及び周辺地域・森林の概要

耕作放棄地の各種緒元（位置、面積）、周辺での営農状況、周辺の森林の林況（面積、主な樹種等）の概要を記載する。

2) 耕作放棄地周辺の地域の営農状況

耕作放棄地周辺における営農状況（面積、栽培作目、作付体系等）を記載する。

3) 耕作放棄の原因とその影響

耕作放棄の状況が発生した時期やその要因、耕作放棄地が存在することによる周辺農地での営農に及ぼしている悪影響の概要を記載する。

4) 耕作放棄地の全般的な利用計画

事業実施地区における耕作放棄地全体について、植林以外による対策も含めた全般的な利用計画を記載する。

5) 植林を通じた水源地域内の耕作放棄地の利用計画

水源地域内の耕作放棄地対策として、当該耕作放棄地に植林を行うことについて、その背景や、有効性・必要性等を記載する。

6) 耕作放棄地周辺における土地利用計画

農環事業運用に基づき実施する事業実施区域内の土地利用計画を記載する。

3. 地域森林計画への編入の确实性の確認

1) 耕作放棄地周辺の森林に係る地域森林計画における位置づけ

耕作放棄地周辺の森林が地域森林計画に位置づけられているか等について記載する。

2) 地域森林計画への編入を見据えた耕作放棄地における植林の実施内容

1) との整合を踏まえ耕作放棄地における植林の実施に係る各種事項を記載する。

3) 土地利用の変更に係る必要な手続きについて

a, 土地所有者、周辺耕作者との調整状況

耕作放棄地を森林にするための植林の実施や地域森林計画への編入に当たって必要となる農地転用や農振除外等の手続きについて、土地所有者や周辺での営農者との調整状況について記載する。

b, 行政機関との調整状況

各種手続きにおいて整理すべき事項、事務手続きに要する期間等についての確認・調整状況を記載する。

c, 今後の各種必要な手続きの実施予定

上記 a, b に係る現在の調整状況を踏まえて、今後把握・整理が必要な事項とその具体的な対処方針を箇条書きで整理して記載する。

4) 地域森林計画への編入手続き等について

a, 地域森林計画に係る調整状況

地域森林計画を取りまとめる林務担当との調整状況（植林をした耕作放棄地を地域森林計画に編入する際に整理が必要な事項や手続きの流れ等）を記載する。

b, 市町村森林整備計画に係る調整状況

市町村森林整備計画を取りまとめる林務担当との調整状況（植林した耕作放棄地を地域森林計画に編入した後の市町村森林整備計画に係る整理が必要な事項や手続きの流れ等）を記載する。

c, 今後の各種必要な手続きの実施予定

上記 a, b の現在の調整状況を踏まえ、今後、把握・整理が必要な事項とその具体的な対処方針を箇条書きで整理して記載する。

5) 地域森林計画への編入に向けた今後の全体スケジュール

上記 3)、4) の各 c の事項を踏まえて、植林の実施、農地転用、農業振興地域の区域の変更、農業振興地域整備計画の変更（農用地区域の変更）等の必要な各種手続き、地域森林計画への編入時期等に係る今後の取組みスケジュールを整理して記載する。

[別記様式第 3 号]

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
(北海道にあつては北海道開発局長)

都道府県知事名

農業用水保全の森づくり事業の基本方針 (提出)

下記の地域において、農業用水保全の森づくり事業の基本方針を策定したので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 5 の第 3 の 2 に基づき提出します。

記

1. 地域名

都道府県	地域名

2. 基本方針 別添のとおり

[別記様式第 4 号]

番 号
年 月 日

農村振興局長 殿

地方農政局長
(北海道にあつては北海道開発局長)

農業用水保全の森づくり事業の基本方針 (報告)

下記の地域において、農業用水保全の森づくり事業の基本方針の提出があつたので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 5 の第 3 の 2 に基づき報告します。

記

1. 地域名

都道府県	地域名

2. 基本方針 別添のとおり

別紙 6（森林整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

実施要綱第 2 の 1 の (2) の ① の イ の (ア) に掲げる森林整備事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 事業内容

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有している。特に、我が国においては、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する機会が多いことから、自然的条件や地域のニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、より適切な整備を進める必要がある。

このため、重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。

併せて、森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備を行うものとし、森林基盤整備事業（森林整備事業）（以下この別紙において「本事業」という。）の事業内容は、次のとおりとする。

1 育成林整備事業

育成林の整備の推進を図るとともに生活環境の改善にも資するために必要な路網の整備を行う。

2 共生環境整備事業

森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として行う次の事業とする。

(1) 森林空間総合整備事業

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 2 項第 5 号に定める公益的機能別施業森林区域（以下同じ。）内に存する森林であって、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として森林法第 10 条の 5 に基づき策定された市町村森林整備計画（以下この別紙において同じ。）に定められている森林において、不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備を行う。

(2) 絆の森整備事業

身近な森林に対する市民の関心の高まりや、森林をフィールドとした市民活動の広がりに対応するため、市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森林整備を行う。

3 機能回復整備事業

森林の生産力の回復・増進等の観点から、林木の成長が不良な土地や耕作放棄地等を対象として、特定森林造成事業を行う。

4 林道改良事業

林道の機能向上を図るため、林道の構造の一部を改良する。

5 林道点検診断・保全整備事業

既設林道について、トンネルや橋りょう等の点検診断、補修、更新、集約化等を実

施する。

6 フォレスト・コミュニティ総合整備事業

森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備や林業施設の基盤整備を行う。

7 山のみち地域づくり交付金事業

奥地森林地域の骨格的な林道等の整備を地域の創造力を活かしながら実施する。

第3 指導推進

森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）第3に準ずる。

第4 事業区分、事業内容等

本事業の区分ごとの事業内容、対象事業の範囲、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。

1 育成林整備事業

育成林の整備の推進を図るとともに生活環境の改善にも資するために必要な路網の整備を行う。

(1) 事業内容

恒久的な路網整備

恒久的な林内路網の整備については、次の各事業を効果的に組み合わせ、コスト縮減の実現等効率的な整備に努めること。

ア 森林管理道整備

森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道を開設する。

イ 林業専用道整備

継続的に使用され、かつ、森林作業道（「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）に基づき都道府県が作成した森林作業道作設指針に適合する作業道をいう。（以下この別紙において同じ。）等と組み合わせて、間伐作業をはじめとする森林施業の用に供し、専ら木材輸送用車両の通行等に供する恒久的施設として整備すべき林道を開設する。

ウ 森林施業道整備

森林管理道を補完し、専ら森林整備用車両の通行等に供する恒久的施設として整備すべき林道を開設する。

エ 作業ポイント整備

国道、都道府県道、市町村道及び林道の主要な地点において、森林施業の各工程に係る高性能林業機械等による効率的な作業等に利用する用地及び取付道路を整備する。

オ 接続路整備

林道から、森林内の地形の変換点（緩傾斜部）まで、比較的急勾配で配置する

部分的な舗装された道等であって、これに接続することにより、森林作業道等の開設が容易になるもの（接続路）を整備する。

(2) 対象事業の範囲

森林管理道開設については(4)のアの(オ)に規定する森林の整備が、主として本事業及び本事業と同様の目的で行われる見込みの路線を対象とする。

(3) 事業主体

都道府県、市町村、森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。以下この別紙において同じ。）とする。

(4) 事業規模等

ア 森林管理道開設については、次に掲げる要件のうち(カ)を除くすべての要件に該当するものであること。ただし、既設林道と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有するその他の道路施設の相互間を峰越し等により連絡する林道（以下この別紙において「峰越連絡林道」という。）については次に掲げる要件のうち(オ)を除くすべての要件に該当するものであること。

(ア) 地域森林計画（森林法第5条に基づき策定された地域森林計画。以下この別紙において同じ。）に記載された林道であること。

(イ) 林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）に規定する自動車道であること。

(ウ) 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条、第12条、別表第3及び別表第4の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件（平成14年10月15日農林水産省告示第1630号。以下この別紙において「告示」という。）付録第1に定める算式により算出した数値（以下この別紙において「開設効果指数」という。）が0.9以上であること。ただし、峰越連絡林道の幹線林道にあつては1.2以上とする。

(エ) 当該路線の利用対象となる地域内の森林面積（以下この別紙において「利用区域内森林面積」という。）が50ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね1キロメートル以上であること。ただし、次のいずれかに該当する林道を除く（コスト縮減等を目的として森林施業道等と一体的に路網を形成する場合にあつては、森林施業道等に係る利用区域内森林面積と全体計画延長の合計により判断するものとする。）。

a 次のいずれかに該当するものについては、利用区域内森林面積が30ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね0.8キロメートル以上であること。

(a) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同

法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。以下単に「過疎地域」という。）又は昭和55年3月31日における過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）第2条第1項に規定する過疎地域、平成12年3月31日における過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域若しくは令和3年3月31日における過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）に規定する過疎地域に該当する地域で過疎地域以外のもの（以下この別紙において「旧過疎地域」という。）で整備される林道

(b) 特定市町村等の要件等について（平成17年3月23日付け林整計第343号林野庁長官通知）の第2の規定による特定市町村又は準特定市町村で整備される林道

(c) 水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第3条第1項に規定する水源地域で整備される林道

(d) 沖縄県で整備される林道

(e) 水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道及び特定保安林の整備を行うために開設する林道

b 峰越連絡林道にあつては、幹線林道とその他の林道に区分することとし、幹線林道は当該林道とこれに直接接続する既設林道とを一つの路線とみなしたときの当該路線の利用対象となる区域（以下この別紙において「直接利用区域」という。）が500ヘクタール以上であること、その他の林道は直接利用区域が100ヘクタール以上であること。

(オ) 利用区域内森林面積に対し延べ面積で10パーセント以上に相当する森林において、森林の整備（地方単独事業等によるもの及び主伐を含む。）が計画されていること。

(カ) 峰越連絡林道については、開設に要する総事業費が2億4千万円以上であること。ただし、林道以外の道路施設と重複する路線は除外する。

イ 林業専用道開設については、次に掲げるすべての要件に該当するものであること。

(ア) 地域森林計画に記載された林道であること。

(イ) 林道規程に定める自動車道の2級であること。

(ウ) 林業専用道作設指針の制定について（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）に基づき都道府県が作成した林業専用道作設指針に適

合すること。

(エ) 開設効果指数が0.9以上であること。

(オ) 利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が10ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長が0.2キロメートル以上であること。

ウ 森林施業道開設については、次に掲げるすべての要件に該当するものであること。ただし、(エ)に掲げる森林が、「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」（平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知）に基づき市町村、都道府県、地域協議会（森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱に基づく地域協議会をいう。）が設定した施業の集約化の必要な森林の区域内に含まれ、かつ、1区域の面積が50ヘクタール以上（アの(エ)のaの(a)に該当するもの、森林法第11条に規定する森林経営計画（以下この別紙において「森林経営計画」という。）又は特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下この別紙において同じ。）に基づく施業が計画されているものについては30ヘクタール以上）である場合は、(イ)に掲げる要件のうち、「自動車道の3級」とあるのは「自動車道の2級又は3級」と読み替えるものとする。

(ア) 地域森林計画に記載された林道であること。

(イ) 林道規程に定める自動車道の3級であること。

(ウ) 開設効果指数が0.9以上であること。

(エ) 利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が10ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長が0.2キロメートル以上であること。

エ ア、イ及びウについて、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合には、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとする。なお、この場合には、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。

オ 作業ポイント整備

1箇所当たりの用地面積及び取付道路等の規模は、利用計画、受益の範囲等からみて適正なものであること。

カ 接続路整備

1箇所当たりの規模は、原則として、おおむね50メートル程度であること。

2 共生環境整備事業

森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として次の事業を行う。

(1) 事業内容

ア 全体計画調査

全体計画の策定に必要な調査を行う事業とする。

イ 共生環境整備

(ア) 森林環境教育促進整備

森林環境教育のフィールドを提供するための森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、林間広場の整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

(イ) 森林健康促進整備

医療施設、健康増進施設の周辺においてこれらの施設と連携を図った森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、林間広場の整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

(ウ) 市民参加型森林整備

市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈りや希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

(エ) 野生生物共生林整備

野生生物の生息・生育環境の保全、移動経路の確保を図るための森林の造成、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備、原植生の回復整備等を目的として行う広葉樹・花木・餌木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

ウ 付帯施設整備

(ア) 森林環境教育促進整備

標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに溪流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備並びに環境教育促進施設整備として行う客土・整地等自然観察ゾーンの造成等とする。

(イ) 森林健康促進整備

標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに健康増進広場及び間伐材等を利用した簡易な健康促進施設の整備等とする。

(ウ) 市民参加型森林整備

標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こ

し、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに機能保持上必要な施設、給排水施設、防護柵の設置及び簡易な休憩施設の整備等とする。

(エ) 野生生物共生林整備

標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに溪流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備並びに防護柵の設置等とする。

エ 林内歩道等整備

共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び森林作業道の開設及び改良とする。なお、森林健康促進整備については、車椅子や自転車の通行にも配慮した林内歩道を開設及び改良することができる。

オ 用地等取得

有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得とする。

カ 森林管理道整備

(ア) 開設

1の(1)のアに準ずる。

(イ) 改良

既設林道について、輸送力の向上及び安全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する。

なお、林道改良の種類は、次に掲げるものとする。

a 橋りょう改良

架設後5年以上経過した橋りょうで、その機能が喪失しているもの若しくは著しく低下していると認められるものを永久構造の橋りょう（必要最小限度の取付道路を含む。）に架け替える工事又は当該橋りょうを架け替えることが著しく困難若しくは不適當な場合において、これに変わるべき必要な施設を新設する工事及び橋りょうを塗装する工事

b 局部改良

開設後5年以上を経過した林道について、現行の林道規程に定める勾配又は曲線半径の制限を超える箇所等の勾配又は曲線を修正する工事及び待避所（車廻しを含む。）、土場施設、排水施設、防護施設、路側施設を新設又は改良する工事並びに路床、路盤及び踏切道の構造を改良する工事

c 作業ポイント

1の(1)のエに準ずる。

d 接続路

1の(1)のオに準ずる。

e 雪害防止

次に掲げる林道に係る雪害防止施設（雪崩、吹きだまり等による雪害を防止するための柵工、階段工、防止壁又はスノーシェッド等の施設で、治山事業5箇年計画において計画されていない施設をいう。）を新設する工事

(a) 冬山生産が行われている地域にある林道

(b) 雪害により路体に被害を及ぼすような箇所があるため予防施設を必要とする林道

(c) 沿道に人家又は公共施設がある林道

f ずい道改良

施工後5年以上を経過したずい道で、その断面が現行の林道規程に定める建築限界を満足しないもの等及び落石、落盤により著しく通行に支障があると認められるものを改良する工事

g 幅員拡張

開設後5年以上を経過した林道であつて、林道規程に定める自動車道に該当するものについて、その全幅員（林道規程に定める車道幅員と路肩幅員を加えたものをいう。以下同じ。）4.0メートル未満のものを4.0メートル以上とする工事及び全幅員5.0メートル未満のものを5.0メートル以上のものとする工事

h のり面保全

林道に係るのり面の崩壊、土砂の流出等を防止するために必要な施設を新設又は改良する工事

i 山火事防止

前各号に掲げる工事に併せ山火事を防止するために必要な施設を新設する工事

j ふれあい施設

林道周辺を修景する工事、林道沿線広場、簡易な休憩舎等の施設を新設又は改良する工事

k 交通安全施設

道路標識、道路反射鏡、視線誘導標、防護柵、照明施設又は区画線を新設又は改良する工事

ただし、幹線林道以外の林道については(4)のイの(イ)のeに定める基準に該当するものに限る。

l 災害避難施設

自然災害発生時に林道と一体として機能する避難広場、避難歩道、防火水槽、安全情報伝達施設（地域防災計画等に定められている避難広場に限る。）、誘導灯、転落防止柵等の施設を新設又は改良する工事

m 林道情報伝達施設

気象情報、交通情報等を伝達するために必要な林道情報表示施設又は雨量計等の観測施設を新設又は改良する工事

n 自然共生施設

自然環境との共生を積極的に推進するため、郷土樹種の植栽、小動物の脱

出できるスロープ付き側溝等を整備する工事

○ 舗装

林道の機能を向上し、当該路線の利用対象となる地域内の人家又は公共施設に対する環境改善及び林業従事者の就業環境の改善に資するため、林道を舗装する工事

(2) 対象事業の範囲

ア 共生環境整備事業の対象とする事業の範囲は次表のとおりとする。

なお、絆の森整備事業の市民参加型整備は次のとおりタイプを細分する。

(ア) 行政支援タイプ

森林所有者、市民グループ及び市町村が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、市民グループが林業体験活動等を行う場所において、市町村等が森林整備を実施する事業とする。

(イ) 市民主導タイプ

市民グループ（特定非営利活動法人等（森林法施行令第11条第7号に掲げる者をいう。以下この別紙において同じ。））等が森林所有者から受託して森林経営計画を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業とする。

(ウ) 市民開放タイプ

森林経営計画の地域住民への開示や市町村、市民グループとの協定に基づき所有森林を市民へ開放する森林所有者等が森林整備を実施する事業とする。

区 分	森林空間総合整備事業		絆の森整備事業			
	森林環境教育 促進整備	森林健康促進 整備	市民参加型森林整備			野生生物 共生 林整備
			行政支援 タイプ	市民主導 タイプ	市民開放 タイプ	
全体計画調査	○	○	○			
共生環境整備	○	○	○	○	○	○
付帯施設整備	○	○	○	○	○	○
林内歩道等整備	○	○	○	○	○	○
用地等取得	○	○	○			○
森林管理道整備						
開設	○	○	○	○	○	○
改良	○	○				

ただし、森林空間総合整備事業の森林管理道整備については、1の(4)のアの(オ)に規定する森林の整備が、主として森林空間総合整備事業及び森林空間総合整備事業と同様の目的で行われる見込みの路線又は森林空間総合整備事業で整備する森林へのアクセスにも資する路線のいずれかを対象とすることとし、絆の森整備事業も同様とする。

また、森林空間総合整備事業の森林管理道整備のうちの峰越連絡林道につ

いては、森林空間総合整備事業で整備する森林へのアクセスにも資する路線を対象とすることとし、絆の森整備事業も同様とする。

(3) 事業主体

ア 森林空間総合整備事業
都道府県、市町村

イ 絆の森整備事業

(ア) 市民参加型森林整備

a 行政支援タイプ

都道府県、市町村

b 市民主導タイプ

森林経営計画の認定を受けた者（森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く。）及び特定非営利活動法人等

c 市民開放タイプ

森林所有者等のうち森林経営計画の認定を受けた者又は市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者。

ただし、森林管理道整備については、上記の a から c すべてにおいて、都道府県、市町村、森林組合等とする。

(イ) 野生生物共生林整備

都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。以下この別紙において同じ。）、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体（森林法施行令第 11 条第 8 号に規定する団体をいう。以下この別紙において同じ。）及び森林経営計画の認定を受けた者

ただし、(1)のオについては都道府県及び市町村に限るものとし、森林管理道整備については都道府県、市町村、森林組合等とする。

(4) 事業規模等

ア 森林の整備

森林空間総合整備事業にあつてはおおむね 50 ヘクタール以上のまとまりがある森林、絆の森整備事業にあつては 1 施行地の面積が 0.1 ヘクタール以上かつ 5 ヘクタール以上のまとまりがある森林で行うものとする。

イ 森林管理道整備

(ア) 開設

1 の(4)のオ及びエに準ずる。

(イ) 改良

次に掲げるすべての要件（(1)のカの(イ)のcにあつては1の(4)のオを、(1)のカの(イ)のdにあつては1の(4)のオを準用するものとする。）に該当するものであること。

- a 地域森林計画に記載された林道であること。
- b 林道規程に規定する自動車道の改良であること。
- c 1箇所の事業費が900万円以上であること。ただし、(1)のカの(イ)の○については舗装に要する総事業費が2,400万円以上であること。
- d 対象とする路線は幹線林道とその他の林道に区分することとし、幹線林道にあつては利用区域内森林面積が500ヘクタール（振興山村又は過疎地域にあつては200ヘクタール）以上かつ告示付録第4に定める算式により算出した数値（以下この別紙において「改良効果指数」という。）が1.2以上、その他の林道にあつては利用区域内森林面積が50ヘクタール（過疎地域及び旧過疎地域にあつては30ヘクタール）以上かつ改良効果指数が0.9以上であること。ただし、(1)のカの(イ)の○においては、対象とする路線は、その舗装される林道の利用区域内森林面積により、幹線林道（利用区域内森林面積が500ヘクタール以上であるもの）とその他の林道に区分する。なお、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあつては、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとする。なお、この場合には、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。
- e (1)のカの(イ)のkの基準については、以下のいずれかを満たすものであること。
 - (a) 過去に重大な交通事故が発生した路線
 - (b) 具体的な事例をもって、重大な交通事故を回避するために必要と認められる路線

3 機能回復整備事業

森林の生産力の回復・増進等の観点から、林木の成長が不良な土地や耕作放棄地等を対象として、特定森林造成事業を行う。

(1) 事業内容

ア 人工造林

森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知。以下この別紙において「環境保全要領」という。）別表3のAに準ずる。

イ 樹下植栽等

環境保全要領別表3のイに準ずる。

ウ 下刈り

環境保全要領別表3のウに準ずる。

エ 雪起こし

環境保全要領別表3のエに準ずる。

オ 倒木起こし

環境保全要領別表3のオに準ずる。

カ 枝打ち

環境保全要領別表 3 のカに準ずる。

キ 除伐

環境保全要領別表 3 のキに準ずる。

ク 保育間伐

環境保全要領別表 3 のクに準ずる。

ケ 間伐

XⅡ 齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね 5 割上回る森林及び立木の収量比数がおおむね 100 分の 95 以上の森林についてはこの限りでない。）の林分で行う、適正な密度管理等を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰とする。

コ 更新伐

XⅧ 齢級以下の林分（面的複層林施業の実施について（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 林整整第 925 号林野庁長官通知）に定める面的複層林の一環として実施する場合は X 齢級以上の場合に限る。）で行う、育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒及び巻枯らしとする。

サ 花粉発生源植替え

花粉発生源となっている林分において行う立木の伐倒、搬出集積、地拵え、花粉症対策苗木等による植栽とする。

シ 特定林地改良

林木の生長が不良な土地の土壌条件を改良することにより、森林の生産力を回復させることを目的として行う地拵え、植付け（土壌改良木の植付け及び緊急性の高い場合の大苗の植付けを含む。）、播種、施肥（石灰及び稲わらの施用を含む。）とする。

なお、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）の第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域の林木の育成に適さない水田跡地の耕作放棄地等において行う場合は、不透水層の破砕、簡易な排水工、客土、盛土及び土留工等を事業内容に加える。

ス 付帯施設等整備

アからシまでのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。

(ア) 林木被害防止施設等整備

多様な森林の造成・保全を目的として行う林木被害の防止等に必要な施設等の整備とする。

(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備

環境保全要領別表 3 のスの(2)に準ずる。

(ウ) 生育環境補完整備

造林木の確実かつ早急な成長確保を図るために行う筋工及び伏工等簡易な工作物の設置とする。

(エ) 荒廃竹林整備

周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、アからシまでのいずれかの施業の周辺森林において当該施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がアからシまでの施業に係る事業量を超えないものとする。

セ 森林作業道整備

森林作業道の開設及び改良であって、アからシまでのいずれかの施業と一体的に実施されるものとする。

区 分	特定森林造成事業		
	特定林地改良	耕作放棄地等 森林造成	花粉発生源対 策促進事業
人 工 造 林		○	
樹 下 植 栽 等		○	
下 刈 り		○	
雪 起 こ し		○	
倒 木 起 こ し		○	
枝 打 ち		○	
除 伐		○	
保 育 間 伐		○	
間 伐		○	
花 粉 発 生 源 植 替 え			○
更 新 伐		○	
特 定 林 地 改 良	○		
付 帯 施 設 等 整 備	林木被害防止施設等整備	○	○
	林内作業場及び林内かん水施設整備		○
	生育環境補完整備		○
	荒 廃 竹 林 整 備	○	○
森 林 作 業 道 整 備	○	○	○

(2) 対象事業の範囲

ア 特定林地改良

森林の生産力の回復又は水田跡地の耕作放棄地等の林地化の促進を目的として、土壌条件の改良及び土壌改良木を含む苗木の植栽等を行う事業とする。

イ 耕作放棄地等森林造成

耕作放棄地等の現に森林状態ではない箇所を対象に、緊急かつ計画的に森林造成を行う事業とする。

ウ 花粉発生源対策促進事業

花粉の少ない森林への転換を目的として、花粉発生源となっているスギ及びヒノキ人工林を対象に、花粉症対策苗木等による植替えを行う事業とする。

(3) 事業主体

ア 特定林地改良

都道府県、市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林所有者の団体

イ 耕作放棄地等森林造成

都道府県、市町村

ウ 花粉発生源対策促進事業

都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者

(4) 事業規模等

1 施行地の面積が 0.1 ヘクタール以上の森林で行うものとする。

4 林道改良事業

林道の機能向上を図るため、既設林道及び作業道について、輸送力の向上及び全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する。

(1) 事業内容

2 の(1)のカの(イ)に準ずる。

(2) 対象事業の範囲

4 の(1)とする。

(3) 事業主体

都道府県、市町村、森林組合等

(4) 事業規模等

2 の(4)のイの(イ)に準ずる。

5 林道点検診断・保全整備事業

既設林道について、トンネルや橋りょう等の点検診断、補修、更新、集約化等を実施する。

(1) 事業内容

ア 点検診断

林道台帳に登載された、既設林道の橋梁、トンネル及びその他重要な施設を対象に健全性や耐震性に係る点検診断を実施。

イ 保全整備

5 の(1)のアに規定する点検診断等の結果に基づき、測量・設計、施設の補修、更新等を実施(環境保全要領第 2 (8)の老朽化対策の対象となるものを除く。ただし、令和 4 年度までに測量・設計、施設の補修、更新等を実施したものはこの限

りではない)。

ウ 施設集約化(撤去)

当該交付を受けようとする撤去施設の概要、集約先施設の概要等を記載した計画(以下「施設集約化計画」という。)に基づく、既設林道における施設の集約化に伴うトンネル、橋りょう等の林道施設の撤去を実施。

(2) 事業対象の範囲

ア 個別施設計画を策定するための点検診断並びに個別施設計画等に基づき実施される点検診断、補修、更新、集約化等とする。

イ 施設集約化(撤去)については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

(ア) 林道施設の集約化に伴って実施する林道施設の撤去であること。

(イ) 民有林林道台帳について(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)に規定する林道台帳に登載された林道における林道施設であること。

(ウ) 撤去対象の林道施設を含む林道又は集約先の林道施設を含む林道において、林道施設の機能の集約化を目的とした林道の開設又は改良を併せて実施すること。

(エ) 撤去を行う林道施設の管理者が、都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会であること。

(3) 事業実施主体

都道府県、市町村、森林組合等

(4) 事業規模等

1箇所当たりの事業費は40万円以上、900万円未満とする。ただし、点検診断及び施設集約化(撤去)についてはこの限りではない。

6 フォレスト・コミュニティ総合整備事業

森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備や林業施設の基盤整備を行う。

(1) 事業内容

ア 森林基幹道整備

森林整備の基礎となり、生活環境の改善にも資する骨格的な林道を開設及び改良する。

イ 林業施設用地整備

森林整備の推進等に必要な林業用施設の用地整備とする。

ウ 作業ポイント整備

1の(1)のエに準ずる。

(2) 対象事業の範囲

ア 森林基幹道整備

(ア) 開設

次の要件のすべてに該当する林道の開設又は改築する事業とする。

a 地域森林計画に記載された林道であること。

- b 林道規程に規定する自動車道であること。
- c 森林法施行令別表第3及び別表第4の1の(1)に該当する林道であること。
- d 全体計画延長がおおむね5キロメートル以上（利用区域面積が1,000ヘクタール以上の林道についてはおおむね7キロメートル以上）の林道であること
- e 複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱う。

なお、この場合には、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。

(イ) 改良

既設の森林基幹道の局部的構造の改良等を行う事業とし、4の(1)及び(4)に準ずる。

イ 林業施設用地整備

(ア) 本事業の実施に併せて整備されることが確実な林業の用に供する公共施設（市町村又は森林組合等の団体が管理するもの。）の用地の整地及び付帯施設（取付道路、用排水路等）を整備する事業とする。

(イ) 1箇所当たりの用地の面積は、原則として200平方メートル以上とし、建物の用に供する場合の用地の面積は、建物敷のおおむね3倍以内とする。

ウ 作業ポイント整備

(ア) 1の(1)のエに準ずる。

(イ) 1の(4)のオに準ずる。

(3) 事業主体

ア 森林基幹道整備

(ア) 開設

1の(3)に準ずる。

(イ) 改良

4の(3)に準ずる。

イ 林業施設用地整備

都道府県、市町村、森林組合等及び林業者等の組織する団体とする。

なお、「林業者等の組織する団体」とは、林業者が原則としてその構成員の過半を占めているか又はその資本金(基本財産を含む。)の過半を出資若しくは拠出している団体であり、当該団体の目的、運営方針及び運営資金の調達方法が本事業の事業実施主体として林野庁長官が適当と認めるものとする。

また、法人でない団体にあつては、その規約に次の事項が明記されているものとする。

(ア) 団体の代表者及び代表権の範囲

(イ) 団体の意思決定の機関及びその決定方法

(ウ) 団体の構成員たる資格並びに当該構成員の加入及び脱退に関する事項

ウ 作業ポイント整備

1の(3)に準ずる。

7 山のみち地域づくり交付金事業

奥地森林地域の骨格的な「山のみち」の整備等を地域の創造力を活かしながら総合的に実施する。

(1) 山のみちの整備

ア 事業内容

(ア) 林道整備

林道網の枢要部分として森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道の整備

a 開設

林道の新設又は改築の事業とする。

b 改良

既設林道等の局部的構造の改良等を行う事業とし、4の(1)及び(4)の規定を準用する。

c 舗装

既設林道の舗装を行う事業とする。

(イ) 森林作業道等の整備

a 森林作業道等

効率的・効果的な間伐等の森林整備を実施するために必要な森林作業道等の開設及び改良とする。

b その他

道県道、幹線市町村道の路線若しくは区間又は機能と整備される山のみちの区間又は機能とが重複しないこととし、事業内容については7の(1)のアの(ア)のb及びcに準ずるものとする。

イ 対象事業の範囲

(ア) 林道整備

次の要件のすべてに該当する林道を対象とする。

a 森林法施行令別表第3の林道の開設に要する費用の項の6、同表林道の拡張に要する費用の1の(2)又は2の(3)に該当する林道であること。

b 地域森林計画に記載された林道であること。

c 林野庁が定める客観的な評価基準により、事前評価を実施し、林野庁に提出した林道であること。

また、透明性を確保する観点から、事前評価の結果については公表すること。

(イ) 森林作業道等整備

次の要件のすべてに該当する森林作業道等を対象とする。

a 旧緑資源幹線林道の見直しによって必要となるものであること。

b 利用区域内森林面積が5ヘクタール以上であること。

c 道県知事が定める森林作業道作設指針等に適合するものであること。

ウ 事業主体

(ア) 林道整備

道県及び市町村

(イ) 森林作業道等整備

道県、市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び森林所有者の団体

(2) 地域創造型整備

山のみち地域づくり計画に定める目標及び指標の達成に必要な、計画策定主体の提案する地域の創造力を活かした整備であり対象は以下のとおり。交付の範囲は、総事業費の 20 パーセント以内とし、このうち以下のアの(イ)に掲げる地域の環境保全活動等には総事業費の 10 パーセントまで充当可能とする。

ア 事業内容

(ア) 山のみち地域づくり計画に定める目標及び指標の達成に必要であり、かつ、森林の多面的機能の維持・増進、林業の振興、地域の活性化など奥地森林地域の活性化に資するための森林及び施設の整備

(イ) 山のみち地域づくり計画に定める目標及び指標の達成に必要であり、かつ、森林の多面的機能の維持・増進、林業の振興、地域の活性化など奥地森林地域の活性化に資するための地域の環境保全活動等のソフト経費

イ 事業主体

道県、市町村、森林所有者、森林組合等、林業者等の組織する団体、森林整備法人、特定非営利活動法人等及び森林所有者の団体

8 市町村等事業推進

市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事務とする。

9 その他

(1) 2及び3の事業内容における搬出集積の範囲は、作業ポイントまでを含むものとする。

(2) 2及び3については、林野庁長官が承認した外国樹種以外の外国樹種の造林及び知事が補助することが適当でないと認める造林を除く。

3の(1)のサについては、以下によるものとする。

ア 立木の伐倒から植栽までの全てを同一の事業主体（事業主体が森林所有者から施業の実施について委託を受けている場合を含む。）が実施する場合に限るものとし、伐倒については、当該林分の主林木（スギ及びヒノキに限る。）のおおむね 70%以上について行うとともに、植栽については、コンテナ苗の花粉症対策苗木等を使用するものとする。

イ 当該施業が森林経営計画に基づかない場合にあつては、交付金交付申請時に、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる場合に限るものとする。

ウ 当該施業について、現に野生鳥獣による被害が発生している林分又は今後発生するおそれがある林分で実施する場合には、3の(1)のスの(ア)により、植栽した造林木の保護に努めるものとする。

エ 当該施業において用いる花粉症対策苗木等とは、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）の別紙の1の花粉の少ない品種と苗木の定義によるほか当該施業実施箇所の都道府県知事が花粉発生源対策に資すると認める苗木とする。

- (4) 2及び3の事業内容における林木被害防止施設等整備については、鳥獣の食害防止チューブ、忌避剤等を含むものとする。
- (5) 2及び3の事業内容における森林作業道整備については、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に一定期間先行して実施することができる。
- (6) 2及び3の事業内容における森林作業道整備については、事業実施後に当該森林作業道を管理する権原を有する者を書面において明らかにすることとする。

第5 事業計画等

1 事業計画の作成

- (1) 都道府県知事又は市町村長は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握した上で、地域森林計画又は市町村森林整備計画の達成に資するものとして、別記様式第1号により森林基盤整備事業計画（以下この別紙において「事業計画」という。）を作成するものとする。なお、林道の開設及び改良に当たっては、「林道技術基準の制定について（平成10年3月4日付け9林野基第812号）」の計画策定の基本方針に基づき、全体計画を策定するものとする。
- (2) 都道府県知事又は市町村長は、事業計画の作成に当たっては、林業者、森林組合その他の関係団体の意見を聴くものとする。また、市町村長が事業計画を作成する場合は、必要に応じ、関係都道府県の担当部局と協議調整を図るものとする。
- (3) 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 事業主体及び事業計画地の現況
 - イ 事業内容及び事業量
 - ウ その他事業の実施に必要な事項
- (4) 山のみち地域づくり交付金事業については、山のみち地域づくり計画を作成するものとする。

2 事業計画の提出及び変更

- (1) 都道府県知事又は市町村長は、都道府県知事に別記様式第2号により事業計画を提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、当該事業計画を自ら作成したとき又は市町村長から(1)の申請を受理したときは、林野庁長官に別記様式第3号により事業計画を提出するものとする。なお、山のみち地域づくり交付金事業については、1の(4)に基づき作成した山のみち地域づくり計画を添付する。
- (3) 事業計画の重要な部分の変更を行うときは、上記(1)及び(2)の規定を準用するものとする。

なお、この場合、別記様式第4号により、その変更理由及び変更内容を記載した

変更理由書を添付するものとする。

(4) (3)に規定する「事業計画の重要な部分の変更」とは、次に掲げるものとする。

ア 事業計画地の変更

イ 林道の新設又は廃止

ウ 事業計画の対象事業全体における次の項目ごとの3割を超える増減

(ア) 林道の開設延長

(イ) 森林作業道の開設延長

(ウ) 上記以外の森林整備の面積

ただし、継続中の事業であって、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項に基づき認定された地域再生計画に記載するとともに、同法第13条第1項に基づく交付金を充てて行う事業へ移行する場合にあっては、本規定による変更がなされたものと見なす。

3 事前計画の作成等

(1) 第4の3の(1)のサ及びサと一体的に実施するスの(ア)並びにセについて交付を受けようとする者は、あらかじめ当該交付を受けようとする事業の実施予定箇所、実施予定時期及び概算事業量等を記載した計画（以下この別紙において「事前計画」という。）を作成し、都道府県知事に提出するものとし、具体的内容については以下によるものとする。

ア 事前計画の計画期間は、少なくとも、交付を受けようとする立木の伐倒から植栽までの施業の実施予定年度（森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間）を含むものとする。

イ 事前計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。

(ア) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる花粉発生源植替えの年度別、伐倒、搬出集積、地拵え、植栽別の実施面積（概数）及び伐採木の搬出材積（概数）並びに出材予定時期、当該事業に係る作業システム、植栽する苗木の樹種及び品種

(イ) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる林木被害防止施設等整備の年度別、事業内容別の位置及び事業量（概数）

(ウ) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる森林作業道整備の年度別、開設、改良の別の位置及び延長（概数）、当該森林作業道を管理する権原を有する者並びに事業予定区域内の林内路網密度の現状

(エ) 当該施業を実施する林分を対象とする森林経営計画の作成の有無、森林経営計画が作成されている場合はその認定番号、森林経営計画が作成されていない場合は当該施業を実施する林分が存する林班内又は森林法施行規則第33条第1号ロに定める区域内における森林経営計画の作成状況及び今後の計画作成に向けた取組方針

(2) 第4の3の(1)のサについて交付を受けようとする者は、植栽する苗木が花粉症対策苗木等であり、かつコンテナ苗であることを明らかにするため、苗木生産業

者への苗木の発注書等の書類を(1)の事前計画に添付しなければならない。

- (3) 都道府県知事は、(1)により提出のあった事前計画の内容について、交付要件に適合する見込みがあるか、森林作業道の開設予定路線の線形及び開設量が適切であるか、林内路網と事業予定箇所との位置関係が適切であるか、事業に係る作業システム等から見て施業が効率的に実施し得るか、事業予定箇所周辺における鳥獣被害を踏まえて造林木の適切な保護が講じられているか等について確認し、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。

4 施設集約化計画の作成等

- (1) 第4の5の(1)のウについて交付を受けようとする者は、あらかじめ施設集約化計画を作成し、都道府県知事に別記様式第5号により提出するものとする。

- (2) 都道府県知事は、(1)により提出のあった施設集約化計画に記載された内容が施設集約化（撤去）の事業内容、事業主体及び事業規模等となっていることを確認し、当該事業が計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該施設集約化計画を提出した者に対する指導を行うものとする。

- (3) 施設集約化計画の作成に当たっては、別記様式第6号及び以下によるものとする。

ア 施設集約化計画の計画期間は、施設集約化に伴って実施する林道施設の撤去の実施予定年度を少なくとも含むものとする。

イ 施設集約化計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。

(ア) 撤去施設の機能等が他の施設に集約されることが分かる施設集約化計画の概要

(イ) 事業により撤去する林道施設（ずい道、橋りょう等）の概要

(ウ) 施設集約化を目的とした撤去に併せて開設、改良する林道施設等の概要

(エ) その他必要な事項

エ 施設集約化計画の記載については、必要な記載内容を示す既存の資料等の添付をもってこれに代えることができる。

第6 国の助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、事業実施主体に助成するものとし、対象となる経費は次のとおり。

- 1 第2の2から3に規定する事業（林道整備を除く。）については、事業費（標準経費又は実行経費）とし、第2の1から6まで（2及び3については林道整備に限る。）、第4の7の(1)のアの(ア)及び(イ)のbに規定する事業については、事業費（工事費（工事雑費を除く。））、第4の7の(1)のアの(イ)のaについては、事業費（実行経費又は工事費（工事雑費を除く。））、第4の7の(2)に規定する事業については事業費（標準経費、実行経費又は工事費（工事雑費を除く。））とする。

- 2 第4の8に規定する事業については、「林業関係公共事業の指導監督費の取扱いについて（平成22年3月31日付け21林政政第622号林野庁長官通知）」の表1を準用することとし、同通知の表2に掲げる費目を交付金の交付対象とする。ただし、事

業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする内容を除く。

第7 維持管理

本事業により整備した施設の維持管理については、環境保全要領第6の規定に準じて行うものとする。

第8 造林に係る特記事項

森林管理道整備、林業専用道整備、森林施業道整備、接続路整備、作業ポイント整備、及び林道改良を除く事業については、次の事項を適用する。

1 交付金の交付申請

環境保全要領第8を準用する。この場合、同要領中「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。

また、第4の3の(1)のサについて交付を受けようとする者は、以下の書類を交付金交付申請書に添付しなければならない。

- (1) 林業種苗法（昭和45年法律第89号）第18条に基づき苗木に添附された生産事業者表示票又は配布事業者表示票（スギ及びヒノキについては、花粉症対策苗木であることを示す種穂の採取場所や品種名が記載されているものに限る。）の写し（林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第1条で定める樹種以外の樹種にあっては、樹種が確認出来る書類の写し）
- (2) 第4の9の(3)のイに該当する場合は、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる書類（書類の様式については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」の1の(14)のウの規定の取扱い及び森林経営計画の作成の推進について」（平成25年9月4日付け25林整計第499号林野庁森林整備部計画課長・整備課長連名通知）の別紙1を準用する。）

2 竣工検査

環境保全要領第9を準用する。

3 交付区分

- (1) 特定森林造成事業を次のとおり区分する。

ア 耕作放棄地等森林造成

(ア) 施業実施協定造林

森林法第10条の11第1項の規定に基づく施業実施協定に基づいて行うもの（公益的機能別施業森林区域内に存する森林に限る。）

(イ) 保安林等造林

保安林、自然公園特別地域その他法令等により施業制限を受ける森林で行うもの

(ウ) 分収林造林

分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第9条に基づき、昭和62年度以降に

契約・設定された分収林において、地方公共団体又は森林整備法人が契約当事者かつ事業主体となつて行うもの（公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林に限る。）

(エ) 森林整備協定造林

森林法第 10 条の 13 の規定に基づく森林整備協定に基づいて行うもの

(オ) 普通造林

(ア)～(エ)以外のもの

イ 花粉発生源対策促進事業

第 4 の 3 の (2) のウに定めるもの

4 交付金の査定

都道府県知事は、検査（環境保全要領第 9 に規定するものをいう。）に基づいて交付金の査定を行う。交付金の査定は下記に基づいて都道府県知事の定めるところにより行う。

(1) 交付金額の算出

ア 標準経費

標準経費は、標準単価に事業量を乗じて求める。

イ 交付金額

交付金の算定は次による。

(ア) 特定森林造成事業（特定林地改良を除く。）における交付金額は、標準経費に査定係数の百分の一と交付率を乗じて求める。

(イ) 絆の森整備事業（共生環境整備に限る。）、及び特定森林造成事業（特定林地改良に限る。）における交付金額は、標準経費に交付率を乗じて求める。

(ウ) 森林空間総合整備事業、及び絆の森整備事業（共生環境整備を除く。）における交付金額は、実行経費に交付率を乗じて求める。

(2) 標準単価

第 4 の 2 の (1) のイの共生環境整備及び第 4 の 3 の機能回復整備事業にかかる標準単価は環境保全要領第 10 の (2) に準じるほか、特定森林造成事業のうち、花粉発生源対策促進事業については、次に掲げる内容を踏まえて定めるものとする。

ア 標準単価の構成因子は、支障木等伐倒費、搬出集積費、苗木代、苗木運搬費及び植付け費を基準とする。

イ 施行地の面積 1 ヘクタール当たりの伐採木の搬出材積 300 立法メートルを上限として、その数量に応じて定める。

(3) 査定係数

査定係数は、次のとおりとする。

区 分		査定係数	
特定森林造成事業	花粉発生源対策促進事業	180	
	耕作放棄地等森林造成	施業実施協定造林	180
		保安林等造成	170
		分収林造成	
		森林整備協定造林	
普通造林	110		

5 交付金の交付決定等

環境保全要領第 11 を準用する。この場合、同要領中「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。

6 交付金の交付に当たって付すべき条件等

(1) 都道府県知事は、事業主体に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

ア 本事業の完了年度の翌年度から起算して、5 年以内に(ア)に掲げる行為又は当該森林作業道に係る事業計画若しくは造林計画期間内に(イ)に掲げる行為をしようとする場合はあらかじめ都道府県知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下この別紙において同じ。）に係る森林等につき交付を受けた交付金相当額を返還すること。

(ア) 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項において同じ。）又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為。

(イ) 本事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は交付目的を達成することが困難となる行為。

イ 森林作業道の開設又は改良に係る造林について、交付対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、当該森林作業道につき交付を受けた交付金相当額を返還すること。

ただし、第 4 の 9 の (5) の規定に基づき整備する森林作業道の開設に係る造林について、交付対象となる事業規模以上実施しない路線区間があるとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、当該路線区間に相当する交付を受けた交付金相当額を返還すること。

ウ 第 4 の 9 の (3) のイの規定による場合は、事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林とならない場合（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）にあつては、交付を受けた交付金相当額を返還すること。

エ 環境保全要領第 12 の 1 の (7) に準ずる。

オ 更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合には、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して 2 年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等、かつコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る交付金相当額を返還すること。

ただし、更新伐については、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。

カ 環境保全要領第 12 の 1 の(3)に準ずる。この場合、同要領中、「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。

キ 環境保全要領第 12 の 1 の(6)に準ずる。この場合、同要領中、「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。

ク 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた交付金相当額を返還すること。

ケ 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して 10 年間、農林水産大臣の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

(2) 国への返還

環境保全要領第 12 の 2 に準ずる。この場合、同要領中、「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。

7 その他

環境保全要領第 7 に準ずる。((1)及び(2)を除く。)

第 9 その他

1 環境保全要領第 13 に準ずる。(5～10 までを除く。)

2 この事業の実施については、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)その他の法令に定めるところによる。

第 10 経過措置

1 山のみち地域づくり交付金実施要領(平成 20 年 4 月 1 日付け 19 林整整第 1149 号林野庁長官通知)第 3 に基づき林野庁長官の承認を受けている山のみち地域づくり計画により実施されてきた事業であって、平成 24 年度以降も継続して事業を実施する場合については、同計画を本事業の事業計画とみなす。

都道府県	
計画期間	

〇〇（都道府県・市町村・地区）森林基盤整備事業計画

1 森林基盤整備事業（森林整備事業）の基本方針・目標

--

2 事業主体及び事業計画地の現況

--

3 事業量

（単位：ha, m, 個）

事業名 事業内容	育成林整備事業	共生環境整備事業		機能回復整備事業	林道改良事業	林道点検診断・保全整備事業	フォレスト・コミュニティ総合整備事業	山のみち地域づくり交付金事業	備考
		森林空間総合整備事業	絆の森整備事業	特定森林造成事業					
人工造林、樹下植栽等									
間伐等									
花粉発生源植替え									
森林作業道整備									
その他保育									
施設等									
合計									
森林基幹道開設	路線数								
	事業量(m)								
森林管理道開設	路線数								
	事業量(m)								
林業専用道開設	路線数								
	事業量(m)								
森林施業道開設	路線数								
	事業量(m)								
林道改良	路線数								
	箇所数								
（うち舗装）	路線数								
	事業量(m)								
点検診断	路線数								
	箇所数								
保全整備	路線数								
	箇所数								
施設集約化（撤去）	路線数								
	箇所数								
作業ポイント整備	路線数								
	箇所数								
接続路整備	路線数								
	箇所数								
林業施設用地整備	箇所数								
森林作業道開設	路線数								
	事業量(m)								
地域創造型整備									

（注）1 共生環境整備事業の施設は、「施設等」の欄に列挙すること

2 「間伐等」には、間伐、除伐、保育間伐、更新伐を含む。

3 地域創造型整備については、備考欄に内容の詳細を記載し、その内容に応じた事業量を記載すること。

都道府県知事 殿

市町村長

〇〇（市町村・地区）森林基盤整備事業計画の提出について

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6の第5の2に基づき、〇〇（市町村・地区）森林基盤整備事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 〇〇（市町村・地区）森林基盤整備事業計画
- 2 参考資料

（注） 事業計画書の様式は、別記様式第1号による。

林野庁長官 殿

都道府県知事

森林基盤整備事業計画の提出について

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6の第5の2に基づき、〇〇（都道府県）に係る森林基盤整備事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 〇〇（都道府県）内の森林基盤整備事業計画
（〇〇都道府県・△△市町村・□□地区）

（注1） 該当する市町村の事業計画（別記様式第1号）を添付する。

（注2） 山のみち地域づくり交付金事業については、山のみち地域づくり計画を添付する。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿
(林野庁長官)

市 町 村 長
(都道府県知事)

〇〇（都道府県・市町村・地区）森林基盤整備事業計画（変更）の提出について

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出した〇〇（都道府県・市町村・地区）森林基盤整備事業計画について、内容を変更したので（別添のとおり〇〇市町村長から内容を変更した旨、提出があったので）、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6の第5の2に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 市町村名

2 関係資料（別添）

(1) (都道府県・市町村・地区) 森林基盤整備事業計画の変更の理由

(2) (都道府県・市町村・地区) 森林基盤整備事業計画の変更内容

(3) (都道府県・市町村・地区) 森林基盤整備事業計画表（変更計画）

(注1) 事業計画書の様式は、別記様式第1号による。

(注2) 山のみち地域づくり交付金事業については、山のみち地域づくり計画を添付する。

都道府県知事 殿

市町村長

施設集約化計画の提出について

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6の第5の4に基づき、施設集約化計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 施設集約化計画
- 2 参考資料

(注) 施設集約化計画書の様式は、別記様式第6号による。

施設集約化計画 概要表

策定年月日	年	月	日	市町村名	作成者
施設集約化（撤去）の概要					
撤去施設の概要					
林道台帳索引番号				路線名	管理者
個別施設整理番号				施設名	施設所有者
所在地					
現況、利用状況等					
撤去事業費					
集約先施設の概要					
林道台帳索引番号				路線名	管理者
個別施設整理番号				施設名	施設所有者
所在地					
その他必要な事項					

施設集約化計画 一般計画図

一般計画図			位置図				
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> S = 1 : 000 例 </div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">凡</td> </tr> <tr> <td>撤去施設 (〇〇橋りよう)</td> </tr> <tr> <td>撤去施設 (〇〇橋りよう)</td> </tr> <tr> <td>集約先施設 (〇〇橋りよう)</td> </tr> </table>				凡	撤去施設 (〇〇橋りよう)	撤去施設 (〇〇橋りよう)	集約先施設 (〇〇橋りよう)
凡							
撤去施設 (〇〇橋りよう)							
撤去施設 (〇〇橋りよう)							
集約先施設 (〇〇橋りよう)							

※ 撤去施設及び集約先施設の存する名を記市町村名を記載すること。

別紙 7 (治山事業に係る運用)

第 1 趣旨

実施要綱第 2 の 1 の (2) の ① の イ の (イ) に掲げる治山事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 事業内容

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図り、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る。

1 事業の内容

本要領における治山事業（以下この別紙において「本事業」という。）は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 4 条第 5 項の規定により立てられた森林整備保全事業計画に基づき実施する同法第 10 条の 15 第 4 項第 4 号に規定する事業である。

2 事業実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする（ただし、沖縄県を除く。）。

3 治山事業の実施方針

都道府県知事は、森林法第 4 条第 5 項に規定する森林整備保全事業計画を踏まえ、この計画期間中における都道府県の実態に即した治山事業の実施方針（以下この別紙においては「実施方針」という。）を作成し、実施方針作成年度の 1 月 31 日までに林野庁長官に提出するものとする。

4 対象区域

本事業は、民有林補助治山事業実施要領（昭和 48 年 11 月 27 日林野庁長官通知）（以下この別紙において「補助要領」という。）に準じて知事が箇所別の事業計画（以下この別紙において「全体計画」という。）を作成した区域を対象とする。

5 事業メニュー及び実施要件

交付要綱別表の事業メニュー欄の本事業の事業内容及び実施要件は、次表の内容欄に記載されているとおりとする。

区分	事業名	内容及び実施要件
1 治山事業	(1) 予防治山	地域における減災に関する取組と併せて行う水源の涵養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防（治山施設の新設と併せて実施する、既存施設の嵩上げ・増厚・流木捕捉機能の付加等機能の強化及び老朽化対策、治山施設の設置等と併せ、流木の発生原因となる溪流に堆積する危険木の除去や脆弱な溪畔林の改植等の対策を計画的かつ一体的に実施することにより、流木に起因する災害の未然防止を図ることを目的とするもの（以下この別紙において「流木防止総合対策」という。）、里山等の人

家周辺にあって、治山施設の設置と併せて実施するこれら施設と一体的な水土保持効果を有する周辺森林における本数調整伐等の森林整備（以下この別紙において「里山等保安林機能強化対策」という。）並びに火山が噴火した地域又はその兆候が顕著な地域において、治山施設の設置及び防災林の造成等と併せ、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置（以下この別紙において「火山噴火緊急減災対策」という。）並びに激甚な災害が発生した地区（山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価又は被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）において、山腹崩壊等により発生する土砂の流出等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置（以下この別紙において「激甚災害緊急減災対策」という。）を含む。）、南海トラフ地震等が発生した場合に山地災害及び津波の発生が懸念されると認められる地域において行う避難経路としての機能を持つ歩道等施設の整備（以下この別紙において「津波避難機能施設の整備」という。）並びに山地災害危険地区及びなだれ危険箇所の判定及び見直し（見直しを実施しようとする年度から起算して1年以内に、土砂災害警戒情報、大雨特別警報、大雨警報のいずれかの対象とされ、又は震度5弱以上の地震を観測した地域においては、山地災害危険地区及びなだれ危険箇所の範囲外であっても見直しの対象として含む。）に必要な調査（以下この別紙において「山地災害危険地区等の調査」という。）

次の1から3までのいずれかに該当するものとする（ただし、流木防止総合対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、4の条件を満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、5及び6の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、7の条件を満たすもの、激甚災害緊急減災対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、8の条件を満たすものとする。）。

- 1 1級河川上流で行うもの
- 2 2級河川上流で行うもの
- 3 その他の河川又は地区で行うものであって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの(集落等の保護に係るものについては、山地災害危険地区に判定されてお

り（ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価である又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定するもの並びに林道及び農道をいう。）に被害を及ぼすおそれのあるもの並びに山地災害危険地区（ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）の上流部に位置する山地又は2以上の山地災害危険地区（ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）の上流部に位置する山地において実施するものを除く。）かつ、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）

(1) 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護

(2) 主要公共施設（学校、官公署、病院、鉄道、道路（道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。）、港湾等をいう。以下この別紙において同じ。）の保護

(3) 農地（10ヘクタール以上のもの（農地5ヘクタール以上10ヘクタール未満であって当該地域に存する人家の被害を含め考慮し、それが農地10ヘクタール以上の被害に相当するものと認められるものを含む。）に限る。以下この別紙において同じ。）、ため池（貯水量3万立方メートル以上のものに限る。ただし、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）第4条第1項に基づく「防災重点農業用ため池」及び指定予定のため池については、この限りではない。以下この別紙において同じ。）、用排水施設（関係面積100ヘクタール以上のものに限る。以下この別紙において同じ。）、漁場（受益戸数20以上のものに限る。以下この別紙において同じ。）等の保護

(4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護

4 次の(1)から(9)までのうち、今後の降雨等による流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木防止総合対策計画に基づき必要な措置を実施するもの。た

だし、(8)の措置を実施する場合にあっては(1)から(7)までのいずれかの措置と併せて実施するもの、(9)の措置を実施する場合にあっては(1)から(3)までのいずれかの措置と併せて実施するものとする。

- (1) 治山施設の設置
- (2) 荒廃森林の整備
- (3) 既存施設への流木捕捉機能の付加等の機能強化
- (4) 流木捕捉式治山ダム等の流木捕捉機能回復のために必要な、流木捕捉式治山ダム等と一体となった管理道の整備
- (5) 溪流沿いに堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置等
- (6) 荒廃森林の整備の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化の措置等
- (7) 流木捕捉式治山ダム等に堆積した流木等の除去や林外への搬出・処理
- (8) レーザ計測を実施し、又は既存の計測結果を活用して行う崩壊地、溪流荒廃地又は崩壊のおそれのある箇所を分析し、工事計画を策定するための調査
- (9) 流木対策に係る技術的課題の検証

5 治山施設の効果区域内に存する保安林であり、過密化し、表土が流出する等水土保持機能が著しく低下し、表土の流出による崩壊若しくは土砂、流木等の流出を発生させ若しくは発生させるおそれがあるもの

6 市街地又は集落(人家等10戸以上)を保護するもの(人家が5戸以上10戸未満であって、当該地区における公共施設を含め考慮し、それが人家等10戸以上の集落に該当すると認められるものを含む。)

7 次の(1)から(5)までのうち、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要ないずれかの措置を実施するもの

- (1) 降灰の状況等の調査及び火山噴火緊急減災対策計画(治山施設の設置、防災林の整備、既存治山施設の排土等を実施する箇所及び年度を明示したもの)の策定
- (2) 治山施設設置予定箇所と同一溪流内の既存治山施設の排土、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置
- (3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置

	<p>(4) 治山施設の設置</p> <p>(5) 火山山麓部において火山泥流等の流出抑制を図る森林の造成等</p> <p>ただし、(1)の火山噴火緊急減災対策計画に基づく場合においては、(4)の治山施設の設置より前の異なる年度において(2)又は(3)の緊急対策を実施することができる。</p> <p>8 激甚災害緊急減災対策計画（既存治山施設の排土等の緊急対策を実施する箇所及び年度を明示したもの）を策定し、次の(1)～(3)のうち必要ないずれかの措置を実施するもの</p> <p>(1) 崩壊箇所や崩壊危険箇所等の調査</p> <p>(2) 既存治山施設の排土や溪流内に堆積している不安定土砂、巨石、流木・倒木等の除去、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置</p> <p>(3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置</p> <p>(工事規模) 次のア又はイのいずれかに該当するもの（括弧書きは里山等保安林機能強化対策を行う場合の事業費）</p> <p>1 施行箇所の事業費</p> <p>ア 年度計画 山腹 800万円以上（1,000万円以上） 溪流 1,500万円以上（1,700万円以上） 法枠等既存施設が施工された区域において、津波避難機能施設の整備に限って実施する場合 200万円以上 山地災害危険地区等の調査 200万円以上</p> <p>イ 全体計画 山腹 2,500万円以上（3,000万円以上） 溪流 4,500万円以上（5,000万円以上）</p>
<p>(2)緊急防災減災対策総合治山</p>	<p>荒廃危険地等が集中している地域や火山地域において実施する総合的な治山対策（治山施設の新設と併せて実施する機能強化・老朽化対策に係るものを含む。）、津波避難機能施設の整備、地震又は火山活動により山地災害発生リスクが高まった地域において実施する緊急的な減災対策（通常対策タイプ）</p> <p>大雨、地震、火山活動等に起因する山地災害を防止し、地域の生活環境基盤の整備に資するため、山腹崩壊対策、土石流・流木対策など総合的な対策（予防治山の4及び7</p>

	<p>の内容、津波避難機能施設の整備を含む。)を実施するものであって、次の1及び2の条件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 山地災害危険地区又はなだれ危険箇所若しくは火山地域が存する一定地域であって、人家25戸以上（離島及び奄美群島にあつては、人家10戸以上とし、人家戸数の計算に当たっては、当該地域に存する道路等の被害により孤立等が発生した場合に想定される間接被害戸数も含む。）の集落、主要公共施設、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等を保護するもの 2 全体計画の工事規模が7,000万円以上（離島及び奄美群島にあつては3,500万円以上。）のもの <p>（緊急減災対策タイプ）</p> <p>通常対策タイプの1に該当する地域であり、次の1又は2の条件を満たし、山地災害発生リスクが高まった地域において、次期降雨等によって発生するおそれのある土石流、火山泥流、流木災害等からの被害を防止・軽減するため、緊急的に実施する既存治山施設及び溪流内に異常堆積している土砂・流木等の除去、溪流危険木の伐採・除去等やこれらと併せて監視・観測機器、土石流センサーの設置、応急対策資材の配備・備蓄等を実施するものであって、かつ、3の条件を満たすもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 震度5弱以上の地震の観測 2 噴火警戒レベル2以上 3 年度計画の工事規模が500万円以上のもの
(3)機能強化・老朽化対策	<p>既存の治山施設を有効活用して、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するために行う機能強化対策（機能強化対策又は老朽化対策に必要な点検診断（以下この別紙において「点検診断」という。）、及び機能強化対策又は老朽化対策に必要な概成した地すべり防止事業地において行う地下水位変化等の調査（以下この別紙において「地下水位変化等の調査」という。）、流木防止総合対策、里山等保安林機能強化対策、火山噴火緊急減災対策及び激甚災害緊急減災対策に係るものを含む。）及び老朽化対策（点検診断、地下水位変化等の調査を含む。）</p> <p>次の1から3までの全ての条件を満たすものとする（ただし、流木防止総合対策については、次の1から4までの</p>

条件を全て満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の1、2、3、5及び6の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の1、2、3及び7の条件を満たすもの、激甚災害緊急減災対策については、次の1、2、3及び8の条件を満たすもの、老朽化対策のみを実施する場合にあっては、1及び9の条件を満たすものとする。)

- 1 個別施設計画が策定されている治山施設であるもの
- 2 山地災害危険地区等に判定されており（ただし、次の(1)及び(2)を除く。）、人家等10戸以上の集落又は主要公共施設に直接被害を与えるおそれのあるもの
 - (1) 山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度「a2」評価又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路（道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。）に被害を及ぼすおそれのあるもの。
 - (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下この別紙において「激甚災害法」という。）に基づき指定された激甚災害に対して行う災害関連緊急治山事業又は災害関連緊急地すべり防止事業若しくは治山施設災害復旧事業の実施箇所が所在する地域であるもの。
- 3 全体計画の工事規模が1,500万円以上のもの（山地災害危険地区等に関する情報が地域住民に周知されており、同等の機能を有する治山施設の新設に係るコスト比較を行うものに限る。）
- 4 次の(1)から(9)までのうち、今後の降雨等による流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木防止総合対策計画に基づき必要な措置を実施するもの。ただし、(8)の措置を実施する場合にあっては(1)から(7)までのいずれかの措置と併せて実施するもの、(9)の措置を実施する場合にあっては(1)から(3)までのいずれかの措置と併せて実施するものとする。
 - (1) 治山施設の設置
 - (2) 荒廃森林の整備
 - (3) 既存施設への流木捕捉機能の付加等の機能強化
 - (4) 流木捕捉式治山ダム等の流木捕捉機能回復のために必要な、流木捕捉式治山ダム等と一体となった管理

道の整備

- (5) 溪流沿いに堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置等
 - (6) 荒廃森林の整備の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化の措置等
 - (7) 流木捕捉式治山ダム等に堆積した流木等の除去や林外への搬出・処理
 - (8) レーザ計測を実施し、又は既存の計測結果を活用して行う崩壊地、溪流荒廃地又は崩壊のおそれのある箇所を分析し、工事計画を策定するための調査
 - (9) 流木対策に係る技術的課題の検証
- 5 治山施設の効果区域内に存する保安林であり、過密化し、表土が流出する等水土保持機能が著しく低下し、表土の流出による崩壊若しくは土砂、流木等の流出を発生させ若しくは発生させるおそれがあるもの
- 6 人家等 10 戸以上を保護するもの（人家が 5 戸以上 10 戸未満であって、当該地区における公共施設を含め考慮し、それが人家等 10 戸以上に該当すると認められるものを含む。）
- 7 次の(1)から(5)までのうち、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要ないずれかの措置を実施するもの
- (1) 降灰の状況等の調査及び火山噴火緊急減災対策計画（治山施設の設置、防災林の整備、既存治山施設の排土等を実施する箇所及び年度を明示したもの）の策定
 - (2) 治山施設設置予定箇所と同一溪流内の既存治山施設の排土、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置
 - (3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置
 - (4) 治山施設の設置
 - (5) 火山山麓部において火山泥流等の流出抑制を図る森林の造成等
- ただし、(1)の火山噴火緊急減災対策計画に基づく場合においては、(4)の治山施設の設置より前の異なる年度において(2)又は(3)の緊急対策を実施することができる。
- 8 激甚災害緊急減災対策計画（既存治山施設の排土等の緊急対策を実施する箇所及び年度を明示したもの）を策定し、次の(1)～(3)のうち必要ないずれかの措置を実施

	<p>するもの</p> <p>(1) 崩壊箇所や崩壊危険箇所等の調査</p> <p>(2) 既存治山施設の排土や溪流内に堆積している不安定土砂、巨石、流木・倒木等の除去、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置</p> <p>(3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置</p> <p>9 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、(4)に該当するものとする。</p> <p>(1) 1級河川上流で行うもの</p> <p>(2) 2級河川上流で行うもの</p> <p>(3) その他の河川又は地区で行うものであって、次のアからエまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護</p> <p>イ 主要公共施設の保護</p> <p>ウ 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護</p> <p>エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護</p> <p>(4) 年度計画の工事規模が200万円以上のもの（点検診断又は地下水変化等の調査のみで上記工事規模を満たす場合も含む。）</p>
<p>(4) 森林土木効率化等技術開発</p>	<p>水源の涵養及び山地災害の防止のために行う荒廃山地^{かん}の復旧整備又は荒廃危険山地の崩壊等の予防に係るものであって、地域の自然的・社会的実態に即した省力機械化工法、自然環境の保全に留意した工法、建設費縮減を図る工法、新技術を活用した工法、木材利用の拡大を図る工法等の開発普及を図るモデル事業</p> <p>「民有林補助治山事業実施要領」に定める復旧治山事業の採択基準を満たす地域で、全体計画の工事規模が3億5千万円以上のもの</p>
<p>(5) 林地荒廃防止</p>	<p>激甚災害法に基づき指定された激甚災害により被災した地域、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）（以下この別紙において「特土法」という。）に規定する特殊土壌地帯、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づき指定された特別豪雪地帯（以下この別紙において「特別豪雪地帯」という。）又は地震</p>

若しくは火山活動により山地災害発生リスクが高まった地域において、風倒木、流木等に起因する山地災害を未然に防止するために行う山地災害危険地対策（治山施設の新設と併せて実施する老朽化対策、流木防止総合対策、里山等保安林機能強化対策、火山噴火緊急減災対策及び激甚災害緊急減災対策に係るものを含む。）

激甚災害法に基づき指定された激甚災害により被災した地域、特土法に規定する特殊土壌地帯、特別豪雪地帯のうち災害関連緊急治山事業若しくは災害関連緊急地すべり防止事業又は治山施設災害復旧事業の実施箇所が所在する地域、震度5弱以上の地震を観測した地域又は噴火警戒レベルが2以上の地域において、天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は風倒木・流木等が発生している山地等であって、民生安定上放置しがたいもので、次の1から4までのいずれかに該当するもの（ただし、流木防止総合対策については、次の1から4までのいずれかに該当し、かつ5の条件を満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の1から4までのいずれかに該当し、かつ、6及び7の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の1から4までのいずれかに該当し、かつ、8の条件を満たすもの、激甚災害緊急減災対策については、次の1から4までのいずれかに該当し、かつ、9の条件を満たすものとする。）（集落の保護に係るものについては、山地災害危険地区等に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）。ただし、津波避難機能施設の整備については、予防治山に準ずる。

- 1 人家5戸以上の保護
- 2 主要公共施設の保護
- 3 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護
- 4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護
- 5 次の(1)から(9)までのうち、今後の降雨等による流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木防止総合対策計画に基づき必要な措置を実施するもの。ただし、(8)の措置を実施する場合にあっては(1)から(7)までのいずれかの措置と併せて実施するもの、(9)の措置を実施する場合にあっては(1)から(3)までのいずれかの措置と併せて実施するものとする。

(1) 治山施設の設置

- (2) 荒廃森林の整備
 - (3) 既存施設への流木捕捉機能の付加等の機能強化
 - (4) 流木捕捉式治山ダム等の流木捕捉機能回復のために必要な、流木捕捉式治山ダム等と一体となった管理道の整備
 - (5) 溪流沿いに堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置等
 - (6) 荒廃森林の整備の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化の措置等
 - (7) 流木捕捉式治山ダム等に堆積した流木等の除去や林外への搬出・処理
 - (8) レーザ計測を実施し、又は既存の計測結果を活用して行う崩壊地、溪流荒廃地又は崩壊のおそれのある箇所を分析し、工事計画を策定するための調査
 - (9) 流木対策に係る技術的課題の検証
- 6 治山施設の効果区域内に存する保安林であり、過密化し、表土が流出する等水土保持機能が著しく低下し、表土の流出による崩壊若しくは土砂、流木等の流出を発生させ若しくは発生させるおそれがあるもの
- 7 人家等5戸以上を保護するもの（人家が3戸以上5戸未満であって、当該地区における公共施設を含め考慮し、それが人家等5戸以上に該当すると認められるものを含む。）
- 8 次の(1)から(5)までのうち、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要ないずれかの措置を実施するもの
- (1) 降灰の状況等の調査及び火山噴火緊急減災対策計画（治山施設の設置、防災林の整備、既存治山施設の排土等を実施する箇所及び年度を明示したもの）の策定
 - (2) 治山施設設置予定箇所と同一溪流内の既存治山施設の排土、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置
 - (3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置
 - (4) 治山施設の設置
 - (5) 火山山麓部において火山泥流等の流出抑制を図る森林の造成等
- ただし、(1)の火山噴火緊急減災対策計画に基づく場合においては、(4)の治山施設の設置より前の異なる年度に

	<p>において(2)又は(3)の緊急対策を実施することができる。</p> <p>9 激甚災害緊急減災対策計画（既存治山施設の排土等の緊急対策を実施する箇所及び年度を明示したもの）を策定し、次の(1)～(3)のうち必要ないずれかの措置を実施するもの</p> <p>(1) 崩壊箇所や崩壊危険箇所等の調査</p> <p>(2) 既存治山施設の排土や溪流内に堆積している不安定土砂、巨石、流木・倒木等の除去、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置</p> <p>(3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置</p> <p>(工事規模) 1 施行箇所の事業費（括弧書きは里山等保安林機能強化対策を行う場合の事業費）</p> <p>年度計画 400 万円以上（600 万円以上）</p>
<p>(6) 共生保安林整備</p>	<p>(ア) 生活環境保全林整備</p> <p>市街地等の周辺に存する森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）の機能を多目的かつ高度に発揮させるための造成改良整備</p> <p>(イ) 自然環境保全治山</p> <p>自然環境の優れた地域等において、景観、生態系等に配慮した工法や森林整備等により、森林の国土保全機能、自然環境保全機能等の高度発揮を図る</p> <p>(ウ) 環境防災林整備</p> <p>市街地若しくは集落又は主要公共施設の周辺に存する森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）の機能を高度に発揮させ、山地災害の防止等と併せて生活環境を保全・形成するための森林の造成改良整備</p> <hr/> <p>(生活環境保全林整備)</p> <p>対象箇所は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1 次の各号の全ての条件を満たす地域</p> <p>(1) 次のア及びイの両方の種類の保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）である地域で実施するもの</p> <p>ア 森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林</p> <p>イ 森林法第 25 条第 1 項第 10 号又は第 11 号に掲げ</p>

る目的を達成するための保安林

- (2) 森林の有する多目的な機能を高度に発揮させるための森林整備等を総合的に実施する必要があるもの
- (3) 地方公共団体において当該事業の用地が確保されるもの
- (4) 1箇所当たりの面積がおおむね3ヘクタール以上であるもの

2 生活環境を保全・形成のための森林の造成改良整備を併せて実施した治山工事の施行地（これと一体的に整備する地域を含む。）であって、次の各号の全ての条件を満たすもの

- (1) 上記1の(1)及び(2)の条件を満たし、荒廃地等の復旧整備、森林整備等を必要とするもの
- (2) 年度計画の工事規模が1,500万円以上のもの

(自然環境保全治山)

対象箇所は、次のいずれかに該当するものとする。

1 次のいずれかに該当する地域であって、天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃溪流及び天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は荒廃移行地等のうち、主要公共施設又は集落に被害を与えるおそれのある箇所であって、景観、生態系等に配慮した工法等により整備する必要がある、全体計画の工事規模が2億5千万円以上のもの

- (1) 自然公園法に規定する自然公園、自然環境保全法に規定する自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域並びにその周辺地域
- (2) 自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域又は文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物(場所を特定できるものに限る。)の周辺地域

2 次の全ての条件を満たす地域

- (1) 治山機能が高く、自然環境の保全の見地からの効用発揮が期待されるものであって、次のア及びイの両方の種類の保安林(保安林の指定が確実なものを含む。)ア 森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林イ 森林法第25条第1項第10号又は第11号に掲げる目的を達成するための保安林

- (2) 自然環境の保全のための効果が大きく、かつ、その効果が広域にわたるものであって緊急に整備を必要

		<p>とするもの</p> <p>(3) 1箇所当たりの面積がおおむね20ヘクタール以上であるもの</p> <p>3 自然環境保全機能等の高度発揮を図るための森林の造成改良整備を併せて実施した治山工事の施行地（これと一体的に整備する地域を含む。）であって、次の各号の全ての条件を満たすもの</p> <p>(1) 上記1（事業規模の条件を除く。）又は2の(1)及び(2)の条件を満たし、荒廃地等の復旧整備、森林整備等を必要とするもの</p> <p>(2) 年度計画の工事規模が1,500万円以上のもの（環境防災林整備）</p> <p>次の各号の全ての条件を満たすもの</p> <p>1 森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）で実施するもの</p> <p>2 森林の防災機能と環境保全機能の両方の機能を高度に発揮する必要があるもの</p> <p>3 市街地若しくは集落（人家10戸以上）、主要公共施設又は災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合の一連の避難経路等を保護するもの</p>
	<p>(7)保安林管理道整備</p>	<p>治山事業の計画的かつ効率的な実施及び保安林の適正な維持管理に資するために行う保安林管理道の開設・改良</p> <hr/> <p>1 対象地域は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 緊急防災減災対策総合治山の事業対象区域（事業対象地域の周辺の荒廃地、荒廃危険地等の復旧・整備を計画的かつ効果的に行う必要のある地域を含む。）</p> <p>(2) 荒廃地、荒廃危険地等の復旧・整備を計画的かつ効率的に行う必要のある山地治山総合対策事業の重点実施地域で次の条件の全てを満たすもの</p> <p>ア 事業対象地域の面積がおおむね50ヘクタール以上のもの</p> <p>イ 当該地域の森林面積のおおむね50パーセント以上が森林法第25条第1項第1号から第7号までの保安林に指定されているか、又は指定されることが確実なもの</p> <p>ウ 全体計画の工事規模が5,000万円以上のもの</p>

		<p>(3) 林況が粗悪で、伐採することにより土砂の崩壊・流出をまねくおそれがある森林又は成林が困難となるおそれのある森林であって、山地災害の防止、水源かん養等の見地から、適正な維持、管理を必要とする施業規制保安林の存する地域で次の全ての条件を満たすもの</p> <p>ア 事業対象地域の面積がおおむね 50 ヘクタール以上のもの</p> <p>イ 当該地域の森林面積のおおむね 50 パーセント以上が皆伐施業が許されていない森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号までの保安林に指定されているか又は指定されることが確実なもの</p> <p>ウ 全体計画の工事規模が 5,000 万円以上のもの</p> <p>(4) 過密化し、表土が流出する等水土保持機能が著しく低下した保安林であって、表土の流出による崩壊若しくは土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがあるものを対象として保安林整備事業を実施する地域で次の条件の全てを満たすもの</p> <p>ア 事業対象地域の面積がおおむね 50 ヘクタール以上のもの</p> <p>イ 当該地域の森林面積のおおむね 50 パーセント以上が森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号までの保安林に指定されているか、又は指定されることが確実なもの</p> <p>ウ 全体計画の工事規模が 5,000 万円以上のもの</p> <p>2 全体計画の事業規模が 5,000 万円以上のもの</p>
--	--	---

6 全体計画について

(1) 全体計画書

都道府県知事は、事業開始初年度の前年度の 1 月 31 日までに全体計画を作成し、林野庁長官へ提出するものとする。全体計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (ア) 対象区域等の現況
- (イ) 期待される森林の公益的機能
- (ウ) 事業量
- (エ) 全体計画図
- (オ) 施行予定期間
- (カ) 事業評価の概要
- (キ) 反映した地域の関係者の意向の内容

(2) 全体計画の変更

(ア) 全体計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とする。

① 総事業費の変更であって、物価又は労賃の変動によるものを除く 30 パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

② その他必要があるとき

(イ) 事業実施主体が全体計画の重要な部分の変更を行ったときは、別記様式 3 により林野庁長官へ提出するものとする。

7 年度計画について

(1) 年度計画書

都道府県知事は、実施方針に基づき、全体計画を踏まえ、毎年度、当該年度に実施する治山事業に関する計画書（以下この別紙において「年度計画書」という。）を前年度の 1 月 31 日までに作成し、林野庁長官へ提出するものとする。

年度計画書の内容は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 治山事業の実施目標

(イ) 山地災害危険地区等における治山事業の計画等

(ウ) 流域別の事業量

(エ) 事業実施箇所別の事業実施計画

(オ) その他必要な事項

(2) 年度計画書の変更

都道府県知事は、年度途中において事業実施箇所を廃止し、又は事業実施箇所を追加する場合には年度計画書を変更するものとし、あらかじめ当該変更につき林野庁長官に提出するものとする。

8 設計について

(1) 設計書の作成

(ア) 都道府県知事は年度計画書に基づいて交付金の交付申請を行うにあたっては、あらかじめ設計書（設計総括書及び箇所別設計書）を作成するものとする。

(イ) 設計書は、「治山技術基準」（昭和 46 年 3 月 27 日付け 46 林野治第 648 号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計 138 号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号林野庁長官通知）及び「補助治山事業に伴う損失補償の取扱いについて」（昭和 43 年 1 月 25 日付け 43 林野治第 1 号林野庁長官通知）に準じて作成するものとする。

(2) 設計書の確認

都道府県知事は、(1)により設計書を作成する場合には、設計総括書にあつては、その全てを、箇所別設計書にあつては、次の各号の 1 に該当するときは、あらかじめ林野庁長官に確認するものとする。

ア 1 箇所の設計額が年度計画書の実施予定額に比較して 30 パーセント以上増

減するとき（増減額が 150 万円以下の場合又は I C T 施工の導入に伴う場合を除く。）

イ その他必要があるとき

第 3 国の助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、都道府県に助成するものとし、対象となる経費は次のとおりとする。

(1) 工事費

- (ア) 本工事費
- (イ) 付帯工事費
- (ウ) 測量設計費
- (エ) 用地費及び補償費
- (オ) 機械器具費
- (カ) 全体実施設計費

第 4 治山事業連絡調整会議における調整

都道府県知事は、実施方針及び全体計画を作成する際には、治山事業連絡調整会議の設置について（平成 17 年 11 月 4 日付け 17 林整治第 836 号林野庁長官通知）に基づき森林管理局が開催する治山事業連絡調整会議における調整内容を踏まえて作成するものとする。

第 5 維持管理・更新等

- 1 都道府県知事は、「林野庁インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成 26 年 8 月 19 日付け 26 林整計第 292 号林野庁長官通知）に留意するとともに、自ら管理する治山施設について策定する個別施設計画を踏まえ、治山施設の維持管理・更新等を計画的に実施するなど、治山事業施行地の適正な機能の確保に努めるものとする。
- 2 都道府県知事は、事業実施年度の翌年度の 4 月 30 日までに事業区分ごと及び事業実施箇所ごとに事業の内容、施設の点検整備の状況等を記録した台帳を作成し、保管するものとする。

第 6 様式

治山事業実施方針の提出、年度計画書の提出及びその変更の確認、設計書及びその変更の確認並びに治山台帳は、別記様式によるものとする。

第 7 その他

この事業の実施については、森林法その他の法令に定めるところによる。

第 8 経過措置

平成 21 年度以前に補助要領に基づき全体計画を作成し、平成 23 年度以降も継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなし、改めて全体計